

## 平成24年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成24年9月14日（金曜日）

---

### ○議事日程

平成24年9月14日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	中 林 堅 造 君	2 番	木 村 一 彦 君
3 番	重 川 恭 年 君	4 番	藤 本 和 久 君
5 番	斉 藤 旭 君	6 番	高 砂 朋 子 君
7 番	山 根 祐 二 君	8 番	今 津 誠 一 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	土 井 章 君
11 番	松 村 学 君	12 番	河 杉 憲 二 君
13 番	山 田 耕 治 君	14 番	三 原 昭 治 君
15 番	山 本 久 江 君	16 番	田 中 敏 靖 君
17 番	横 田 和 雄 君	18 番	田 中 健 次 君
20 番	青 木 明 夫 君	21 番	久 保 玄 爾 君
22 番	大 田 雄 二 郎 君	23 番	弘 中 正 俊 君
24 番	佐 鹿 博 敏 君	26 番	山 下 和 明 君
27 番	安 藤 二 郎 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	中	村	隆	君															
教	育	長	杉	山	一	茂	君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君										
上	下	水	道	事	業	管	理	者	浅	田	道	生	君	総	務	部	長	阿	川	雅	夫	君						
総	務	課	長	末	吉	正	幸	君	財	務	部	長	持	溝	秀	昭	君											
生	活	環	境	部	長	柳	博	之	君	健	康	福	祉	部	長	清	水	敏	男	君								
健	康	福	祉	部	理	事	江	山	浩	子	君	産	業	振	興	部	長	吉	川	祐	司	君						
土	木	都	市	建	設	部	長	金	子	俊	文	君	入	札	検	査	室	長	福	田	一	夫	君					
会	計	管	理	者	亀	重	正	勝	君	教	育	部	長	藤	井	雅	夫	君										
農	業	委	員	会	事	務	局	長	堀	浩	二	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	高	橋	光	之	君
監	査	委	員	会	事	務	局	長	永	田	美	津	生	君	消	防	長	永	田	眞	君							
上	下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君																	

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳 永 亨 仁 君 議会事務局次長 末 岡 靖 君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。24番、佐鹿議員、26番、山下議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は15番、山本議員。

〔15番 山本 久江君 登壇〕

○15番（山本 久江君） おはようございます。日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして質問をさせていただきます。執行部におかれましては誠意ある御回答をよろしくお願いたします。

質問の第1点は難聴者対策にかかわって聴覚障害者や高齢難聴者の集団補聴システム「磁気ループ」の設置について、お尋ねをいたします。

磁気ループとは、施設などに磁気を発生させるアンテナを輪のように敷設いたしまして、磁気誘導コイル付の補聴器で受信するもので、雑音のない鮮明な音声を聞くことができます。今日、高齢化による難聴も広がりまして、老人性難聴者は全国で1,000万人を超えると推測されております。難聴になったために人との会話も遠慮がちになり、人づき合いを避けてしまう場合もあります。

今、高齢者の多様な社会参加の促進を図るさまざまな支援が求められているのではないのでしょうか。例えば、各種相談窓口や講演会、あるいはさまざまな会議など、周りが雑音の多い場所であれば、磁気ループを使用すると、補聴器利用者にマイクからの音声が雑音を入れずに直接補聴器に伝わりまして、よりはっきりと聞くことができます。磁気ループは難聴者のまさに聞こえを支えるシステムだということができると思います。

「山口県福祉のまちづくり条例」では、1997年以後に建設されました固定席が500以上の公共施設に集団補聴装置を設置することを義務づけておりますが、実際には大変、普及がおくれております。県内を調べてみますと、萩市と宇部市のバス計3台に全国で初めて導入をされましたが、山口図書館——私も見学させていただきました——山口図書館や下関市生涯学習プラザ、あるいは宇部市議会の議場等、県内11の公共施設、また、総合支援学校や山口市や周南市の小・中学校など、14校に設置されているだけでございます。

防府市には公共施設等には設置されておられません。障害や事故あるいは加齢などで難聴に悩む方々に、よりはっきりと聞くことができる環境を整えていくことは、極めて大切なこととございます。そのために磁気ループは有効な手段と考えますが、執行部の御見解をお尋ねいたします。

また、磁気ループにもさまざまな種類がございます。施設の状況や目的も考えて対応しなければなりません。今後、市役所の窓口や、あるいは市内の固定席が500以下の公共施設にも設置してほしいと考えますが、いかがお考えでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に聴覚障害者や高齢難聴者の集団補聴システム「磁気ループ」の設置についての御意見、御質問でございましたが、聴覚障害者の方々や高齢難聴者の方々が使用しておられます補聴器は、周囲のいわゆる雑音も増幅されますことから、聞き取りが難しい場合があり、特に周りがざわついている受付あるいは相談窓口や、広くて反射の多い部屋ではその

傾向が大きいようでございます。

これを解消するためには磁気ループシステムやFM補聴システム、赤外線補聴システムなどの集団補聴システムを設置し、より明確な補聴を確保することが必要と考えております。集団補聴システムの中でも議員御指摘の磁気ループシステムにつきましては、補聴器に受信コイルが内臓されたものがあれば受信することが可能で、他のシステムの補聴器に比べ値段も安いため利用者の負担が軽く、大変有効な手段と考えられます。

次に、集団補聴システムの設置施設につきましては、障害福祉課などの市の窓口や公民館などの公共施設、タクシー、バスなどの公共交通機関や映画館などの多くの人が集まる民間施設などがございますが、既に実施している先進地では、施設に磁気ループが設置されているにもかかわらず、市民への周知が不十分で活用されていない事例や、磁気ループの聞こえのよさの認知度が低いことから有効に活用されていない事例などもございます。多くの方に利用していただき、聞こえのよさを体験していただくことが普及につながると考えておりますので、この点につきましても、設置と同時に取り組むことが必要でございます。

議員御提案の磁気ループシステムの導入に当たりましては、まずは聴覚障害者や高齢難聴者の来客が多い障害福祉課や高齢福祉課などの窓口へ設置することによりまして、市民サービス向上に努めてまいりたいと考えております。さらに、携帯型磁気ループシステムで対応が可能な施設につきましては、磁気ループシステムの貸し出しもあわせて検討してまいりたいと考えております。

なお、既存の施設でシステム設置規模の大きな施設につきましては、改修工事等を伴いますので、施設の建て替えや大規模な改修時に検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、聴覚障害者や高齢難聴者の方々が日常生活や社会生活において利用しやすい施設の整備は大変重要なことと考えておりますので、新しく建設される施設等も含めて、一つ一つ改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。

御答弁では磁気ループを障害福祉課あるいは高齢福祉課の窓口を設置をして、また、貸出用の磁気ループも考えたいという御回答をいただきました。少しでも難聴に悩む方々の手助けになればというふうに思っております。

既に欧米先進国では劇場や音楽会場、あるいは講演会場や集会場などには必ず設置されているようでございますけれども、日本では十分ではありません。それでも東京都の福祉

のまちづくり条例など、客席のある施設の新設や改修の際には集団補聴システムの設置を義務づけているように、今後、広がっていく可能性がございますけれども、御答弁にもありましたように、磁気ループの周知、「磁気ループって何なんだ」という、この制度そのもの、機械そのものの周知、普及について、今後、特に力を入れていただきたいことを要望いたしておきます。

この磁気ループの設置を通じて、私、感じましたことは、高齢者や障害者の方々など、誰でも利用しやすい生活環境の整備をしていく。それから、全ての市民がみずからの意思で自由に行動して、平等に参加することのできるまちづくりを進めるために、「山口県福祉のまちづくり条例」に見合う、市の福祉のまちづくり条例ができないかということがございます。福祉のまちづくりの総合的な推進という視点からの条例制定が検討できないかどうか、その点を1点だけお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 福祉のまちづくり条例の制定についての御質問でございますが、高齢者や障害者、妊産婦、そして子どもたちと全ての人が基本的人権を尊重され、みずからの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめ、福祉のまちづくりを総合的に推進していくことはとても重要なことと認識しております。

本市では、福祉のまちづくり条例こそ制定しておりませんが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、通称「バリアフリー新法」といわれておりますが、この「バリアフリー新法」や「山口県福祉のまちづくり条例」に基づきまして、建築物、道路、公園等、公共的施設の整備を進めております。また、高齢者保健福祉計画や障害者福祉長期計画、次世代育成支援行動計画などにおきましても、推進すべき施策として、環境整備についてこういった条項を盛り込みまして、整備をしてまいりました。

改めて条例を策定する必要があるという議員の御指摘は十分理解しておりますけれども、今後もバリアフリー新法や県の福祉のまちづくり条例等の改正、さらに高齢者や障害者等の福祉計画の改訂などの課題もございます。つきましては、まちづくりにおける福祉分野の施策といたしまして、福祉のまちづくり条例につきましては、これからも研究してまいりたいと存じますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） 先日も車椅子を使用されている方が、ルルサスの北側のカラー舗装された歩道が傾斜があるためになかなか前へ進めない、むしろ怖いという、こういうお声をいただきました。私の地元の大道駅も果たして車椅子の方が、御高齢の方が、

この大道駅を本当に利用できるだろうか。こういうことを考えますと、高齢者の方々、障害を持っておられるの方々、妊産婦、ハンディを持った方々が本当にこの防府市を自由に歩き来できる、そういうまちづくりが今求められているのではないかというふうに、最近、痛感をいたしております。

ここに町田市の「福祉のまちづくり総合推進条例」がございますけれども、御承知のように町田市というのは、1970年代から車椅子で歩けるまちづくり、これを市政の基本として、福祉のまちづくりで全国の自治体のモデルともなった取り組みが展開された市でございます。その柱になっているのが、実はこの条例なんですね。御答弁では条例制定は難しいとの御回答でございましたけれども、ぜひ今後、研究をしていただきたいということ強く要望いたします。よろしく願いをいたします。

それでは次に、子育て支援について質問をさせていただきます。

ここでは留守家庭児童学級の増設と利用時間の充実についてということで通告をさせていただきましたが、初日の山下議員の質問の中で、利用時間につきましては、私の質問と同じ内容でございまして、御答弁が思いと違っていただければ再質問させていただきたいと思いましたが、朝の利用時間を8時半から8時に、そして夕方は5時45分から6時に延長したいという御答弁がございましたので、この利用時間の充実についての質問については取り下げさせていただきます。

それでは、留守家庭児童学級につきましては、増設の問題についてお尋ねをいたします。

御承知のように留守家庭児童学級は保護者が就労していることなどにより、昼間、留守になる家庭で、小学校のおおむね3年生までの低学年児童を対象にした下校後の生活の場を提供する場所でございます。全国的にも長年関係者のさまざまな取り組みによりまして、ようやく1997年に児童福祉法に位置づけられ、国や自治体に一定の責任がある事業とされました。その目的は生活の場を与えて健全な育成を図るとされ、単に遊び場を提供する事業とは異なる制度となっております。

働いている保護者にとりまして大変喜ばれている事業でございますが、最近、入所の申請をしても入所できないという児童が増えております。今年度も担当課に尋ねますと、留守家庭児童学級19学級ございますけれども、19学級に対し696人が申し込み、入所できたのは662人となっております。各学校によって状況は異なりますけれども、華城や松崎、右田など、申し込みが多く、1施設おおむね50人以内とする定員を上回る入所希望がございました。

留守家庭児童学級は子どもに安全で安心感のある生活を保障していく施設でありまして、保護者からの期待も大きいわけですが、入所を希望した児童がそれぞれの学級に入

れるように、学級の増設を図るべきだと考えます。執行部の御見解をお伺いいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

留守家庭児童学級は、防府市では野島を除く全ての小学校に設置しておりまして、そのうち2学級ある学校が3校ほどございます。全部で19学級でございますが、約660名の児童が在籍しております。

保育時間につきましては、平日の場合は授業終了後から午後5時45分まで、土曜日及び夏休みなどの長期休業日の場合は午前8時30分から午後5時45分までとしておりますが、この現在の制度を改正して時間延長に取り組んでまいりたいと思っております。

さて、増設につきましての御質問でございますが、議員御指摘のとおり本市の留守家庭児童学級の定員はおおむね50人以内としておりますが、定員を上回った申し込みがされ、実際に定員を超えた児童が在籍している学級が出ることもございます。

そのため、本市では先ほども申し上げましたが、児童数の動向を見ながら、平成17年度に華城第2留守家庭児童学級を、平成21年度に中関第2留守家庭児童学級を、また昨年度には新田第2留守家庭児童学級を建設いたしまして、保護者のニーズに応えるよう努めてまいっているところでございます。また、今年度も華浦留守家庭児童学級において、2学級分を建設することとしております。

議員お尋ねの今後の留守家庭児童学級の増設につきましては、防府市全体として児童数は減少傾向にございますが、保護者の就労状況の変化などによりまして、保育希望者は増えることも考えられますので、各校区の児童数や利用希望者数の推移などの状況把握に努めながら、中長期的な視点に立って施設整備を行いまして、本事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） 留守家庭児童学級は、御承知のように子どもたちが毎日生活をするところでありまして、子どもの集団の規模が大きいとさまざまな影響が出てくることが予想されます。ことし5月に全国学童保育調査が実施をされました。この中で大規模化は事故やけがが増える、騒々しく、落ち着かなくなる、ささいなことでけんかになる、指導員の目が行き届かないなど、子どもたちに深刻な影響が出ていることがここでは報告をされております。

厚生労働省の放課後児童クラブガイドライン、これは2007年の10月ですけれども、このガイドラインでは、放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい、こういうふうに厚労省のガイドラインには書かれてあります。この点での執行部のお考えを少しお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 国のガイドラインに対しての考え方でございますが、議員御指摘のように国の放課後児童クラブガイドラインでは、集団の規模についてはおおむね40人程度までとすることが望ましいとなっており、また県の放課後児童クラブ運営指針では、1クラブ当たりの児童数はおおむね35人を限度とすることが望ましいが、やむを得ない場合は70人以下は3名以上、71人以上は4人以上の放課後児童指導員を配置することとなっております。

本市におきましては、留守家庭児童学級における指導員の配置は、通常2名としておりますが、障害児が在籍する学級や児童数が多い学級には、指導員を追加配置して対応しているところでございます。

初日にも御答弁申し上げましたように、対象が6年生まで拡大するということになれば、国のガイドラインや県の運営指針なども考慮しまして、施設や体制の整備を検討する必要があります。いずれにいたしましても、中長期的な視野に立ちまして考える必要がございますので、当面は指導員等の追加配置などにより対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） いただきました資料を見ますと、現在、学級で人数が一番多いところは54人ですかね。学級の広さからいっても、54人の子どもたちの利用というのは大変ではないかというふうに想像いたしております。ぜひ、今後の子どもたちの推移、希望者の推移等をぜひ考えていただきまして、増設について取り組んでいただきたいということ、これは強く要望させていただきます。

それからもう1点、質問させていただきますが、全国学童保育連絡協議会の2007年の調査では、保育料にかかわって、保育料の減免について——留守家庭児童学級の保育料ですね、市町村として保育料の減免を実施しているところが50.7%と、半数を超えております。防府市では保育料などの免除規定がありまして、その内容は生活保護を受けておられる方と災害や病気、そのほかやむを得ない事情により負担が困難な方というふうになっております。

子育て支援の一環として、同一世帯に2人以上の入所児童がいる場合に、保育料の軽減



ができないかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 留守家庭児童学級の保育料について、二人目以降を半額にできないかという御質問でございますが、留守家庭児童学級は公平性を考慮しまして、受益者の皆様の応分の負担をいただき、運営をさせていただいております。しかしながら、議員御指摘のとおり、子育て家庭の負担軽減についても考える必要がございますので、今後、所得の少ない保護者の方々への配慮につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） ただいまの御答弁では所得の少ない方の保育料は、軽減を検討したいと、こういう御回答だったと思いますが、私はこの留守家庭児童学級の事業については、こうした問題というのは、低所得者対策であってはならないと思うんですね。まさに、子育て支援策の一環として、防府市として子育てをどう進めていくのか、そういった大きくって、子育て支援策として位置づけていく。このことが必要ではないかというふうに思いますけれども、このあたり、市長のお考えはいかがでございましょうか。御答弁をいただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も基本的に議員のお考えに同じ思いでございます。子育て支援に当たっては、その所得の多寡によって差があるということは、私はどうかなと、個人的には、実は思っております。しかしながら、限られた財源の中で子育て支援を幅広く多岐にわたって行っていくとする場合には、どうしてもそこら辺の財政的な観点から見ていかなければならない部分がどうしても生じてしまうと、そのように考えるところでございます。

したがいまして、まずは待機者がなく、子どもたちが安心して安全に時間を過ごし、充実した時間を過ごしていける施設を確保していくことがまずは急務でありまして、それから次なることとして、また、今おっしゃったようなことも考えられていくのではないかと。その間にはまた当然いろいろな違う面での子育て支援の施策を講じていかななくてはなりませんので、簡単にはこれを撤廃していくということは難しいものがあるのではないかと。あるいはまた、所得の少ない方々に優遇措置を設けていくというようなところまで、なかなかいかないのではないかと。そんなふうにも考えているところでもございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） なかなか難しいという御答弁でございましたけれども、2人、3人と子どもを預けている世帯が何人あるのでしょうか。本当にそれほど防府市の財政負担を感じるような状況ではないはずですね。既に県内では周南市をはじめ4市でこういった施策の実施をされております。ぜひ、低所得者への対策を進めていくことはまず一步だと考えますけれども、大きな視点に立って、市長さん、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

この項はこれで終わらせていただきます。

次に、通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。

各学校で実施されました点検調査に対する今後の対応についてお尋ねをいたします。

ことし4月、京都府亀岡市で集団登校中の小学生らに車が突っ込んで、10人が死傷する、こういうことが起こりました。全国で登下校中の児童・生徒らの交通事故が本当に相次いでおります。

文部科学省は今年度、交通安全業務計画を策定いたしまして、市教育委員会に対し、次のような対応を求めています。すなわち、学校に対し、「その所在する地域の実情を十分考慮して幼児、児童・生徒の通学・通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察などと共同して、定期的に安全点検をするよう指導するとともに、その結果について報告を求める」、こういうふうに業務計画には書かれてございます。通学路における緊急合同点検は学校による危険箇所の抽出、合同点検の実施など8月末までに実施することとなっております。

そこでお尋ねをいたしますが、各学校から提出をされました緊急合同点検の結果は、どのような内容であったのか。また、市教育委員会として、今後の対応をどう行っていくのか、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

対策メニュー案の検討につきましても、学校や保護者の連携及び協力なしには実施できないことでありまして、地域ぐるみの取り組みが必要となってまいりますけれども、教育委員会としての積極的な対応を求めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 通学路の安全対策についての御質問にお答えいたします。

通学路の安全対策については、これまでもカーブミラーや防護柵の設置、通学路のカラ舗装等、危険箇所の解消に努めておりますが、本年4月以降、登下校中の児童の列に自動車突っ込み、死傷者が発生する事故が相次いだことを受け、山口県教育委員会から

「通学路における緊急合同点検等実施要領」に沿って、文部科学省、国土交通省、警察庁の連携による通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう通知が出されました。

本市ではこれを受け、交通安全・防犯・防災の3つの観点から、7月17日に国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、防府警察署、市の道路課等各担当課と、各小・中学校の担当者が合同で各小・中学校の危険箇所の安全点検のスケジュール及び実施方法等について会議を行いました。

その合同会議の結果を受けまして7月30日から8月7日にかけて各道路管理者等関係者が学校や保護者、地域の方々とともに安全点検を実施いたしました。

各学校から報告されて危険箇所数は、小学校が、交通安全の観点から97カ所、防災の観点から18カ所、防犯の観点から10カ所の計125カ所が、中学校からは、交通安全の観点から14カ所、防災の観点から1カ所、防犯の観点から1カ所の計16カ所、合計141カ所でございます。

このうち、現地での点検を実施した通学路の危険箇所数は、既に道路管理者等と現地確認済みなどの16カ所を除いた、小学校109カ所、中学校16カ所の計125カ所でございます。

危険箇所の主な状況を御説明いたしますと、交通安全の観点からは、交通量が多く危険である、見通しが悪い、道幅が狭いなどの危険箇所、また、防犯の観点からは、地下道等の不審者対応が必要な箇所、防災の観点からは、雨天時に道路が冠水する箇所などが、それぞれの通学路にございました。

現在、各関係者が合同点検の結果に基づいて協議を行い、対策必要箇所の対策案が作成されているところです。

それぞれの各危険箇所の安全対策案の内容について、主なものは、白線の引き直し、スクールゾーン等の安全表示、防護柵の設置、警察署員による登下校時の見回り、通学路の変更などがございます。

今後の安全対策の実施についてでございますが、交番に登下校時の見回りを新たに依頼したものや、安全対策の工事を発注済みなど、安全対策が実施された12カ所、道路の形状や地権者との協議が必要などの理由のため、早急な安全対策の実施ができない31カ所を除く98カ所で、各道路管理者等が安全対策を講じることとなっております。

安全対策を講じる98カ所のうち、今年度中に歩道橋の滑りどめの取り付けや、路側線などの塗り直し、カーブミラーの設置等17カ所の対策を実施し、平成25年度以降、路側線の設置、防護柵の設置等81カ所が実施される予定でございます。

各学校におきましては、児童・生徒の通学中の安全対策について、これまでも、安全マ

ップの作成や、警察と連携した交通安全教室での交通指導など、さまざまな取り組みを行い、安全の確保に努めてきております。

教育委員会といたしましても、このような児童・生徒への各学校での安全指導とあわせて、各道路管理者、警察署等との連携を密にとり、通学路の危険箇所に対する必要な対策が迅速かつ計画的に実施され、通学路の安全が確実に確保されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） 御答弁では各学校から多くの危険箇所や要望等が上がってきております。子どもの生命と安全にかかわる重要な課題でございますので、早急に取り組んでいただくよう、強く要望いたしておきます。

ここで具体的に危険な通学路を1カ所上げて、その対応をお尋ねしたいというふうに思っております。

場所は右田地区でございますが、国道262号線西側の剣川に沿った通学路でございます。この通学路は2台の車がすれ違えないほど狭い道でありまして、子どもは白線が引いてある路側帯を通るわけですけれども、その幅も30センチ余りと大変狭く、今は草が路側帯を覆っております。ランドセルや荷物を持っていけばフェンスに当たり、白線をはみ出して歩くようにもなります。雨の日など、傘でもさせばなおのことです。私も2度ほどこの場所に立ちましたけれども、本当に危ないなということを痛感いたしました。通学は通勤の時間とも重なりますので、車が通れば、もう、車と当たらないかと、冷や冷やしなればなりません。そういう通学路でございますので、保護者の方や地域の方が登下校の際、見守っておられます。本当に大変な御努力だと思います。

安全で児童優先の通学路とするために、やはり市としてできることはないか、ぜひ対応していただきたいと考えておりますが、例えば、これは地域の方の協力なしにはできないことですが、朝の通学時間帯に車両進入禁止ということ。そういったことが検討できないか。また、この路側帯をしっかりと確保していく施策、このあたりがもう少し工夫できないか。そういったことも含めて御見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。ただいまの御質問いただきました剣川沿いの通学路の対策ということでお答えをさせていただきます。

御質問の通学路は市道剣橋日ノ本線と申しまして、県管理の河川管理道を市が占用する形で市道として認定している路線でございます。今回、現地も調査いたしましたところ、路肩が狭く、また草等が繁茂しているということの状況につきましては、既に確認もさせ

ていただきましたが、河川側には防護柵が設置されており、一応の安全対策といたしましては、河川側につきましては整っているのかなという判断もいたしたところでございます。

私ども土木都市建設部といたしましては、今後の安全対策といたしましては、まず歩行者、特に児童・生徒さんの通行に支障がないよう、路肩の草刈りなど、維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、道路幅が狭いという御指摘でございますが、本路線の場合、宅地造成された際に拡幅された箇所がございます一方、沿道にはまだ農地として利用されている方もあり、そういった箇所の路肩と申しますか、堤防は、緩いのり面となっております。そういった箇所について、今後、拡幅できるかどうかにつきましては、まず河川管理者である県とも協議したいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） ここの通学路の場合、学校あるいは保護者等のさまざまな声をぜひ聞いていただきまして、どうしたら安全な通学路となるか、ぜひ検討を進めていただきたいということを強く要望いたしておきます。

時間もございますので、もう1点お尋ねをいたしますが、通学路で横断歩道や白線が消えかかっている箇所が市内には随分ございます。例えば、大道小学校の前の横断歩道、それから大道公民館の前の横断歩道、あるいは、これは2カ月前にも関係機関に要望したんですけれども、まだ引いてありませんが、佐波小学校、佐波幼稚園付近の横断歩道あるいは路側帯の白線ですね。本当に白線というのは、安全を確保——絶対に白線があるからといって安全が確保できるわけではございませんが、この消えかかった白線というのは、大変危険な面もございます。ぜひ早期にきちっと白線を引いていただくことを対応していただきたい。

私も市内いろいろ見て回りましたけれども、学校の周り、あるいは人々が集まる公共施設の周りの白線が非常に消えかかっているところが多い状況です。この点で市の早急な対応を求めたいというふうに考えますけれども、御回答、よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問のございました学校の周りの道路で白線や横断歩道が消えかかっているということについてでございますが、先ほど教育長のほうからの答弁の中にもございましたが、今回、通学路の安全点検が行われましたことにより、市道のうち相当の箇所で、今後、こういった対策を講じる必要があるという箇所が現在わかってまいりました。

御質問の中にございましたが、白線、これは、これら区画線は道路管理者であります市が設置をいたします。しかしながら、横断歩道や停止線、こういった規制表示、指示表示と申しますか、そういったものにつきましては公安委員会のほうで設置対応される予定になりますので、今回の安全点検箇所と含めまして、そういった箇所につきましては公安委員会と一緒に現地を調査いたしまして、早急な対応に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） 私もいろいろ要望させていただいて、なかなか実現できないというふうに思ってます。これ、白線は年どれぐらい引かれるわけでしょうか。大変、お願いしてもなかなか時間が経ってしまうんですね。いかがですかね。御答弁、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 白線の設置距離ということに御質問がなるのかと思いますが、現状で申し上げますと、今、市道の区画線等につきましては、市のほうで上半期・下半期と申しますか、予算で申しますと、第1四半期と第3四半期の年2回に分けて発注をいたしております。昨年度の設置延長で申し上げますと、約22キロメートル設置をいたしました。今年度になります、上半期の発注は終えておりますが、まだ下半期もございまして、延長につきましてはちょっと御説明もかないませんが、ただいま申し上げましたように、今回特に通学路の安全点検等で早急な対応が望まれる箇所もございまして、できるだけ前向きに、できるだけ長い延長、対応できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） 市長さん、いかがですかね。年2回しかできていない、わずか二十何キロしかできていないと。これは子どもの生命と安全を守るという点からも、きちっとした対策が必要ではないでしょうか。ぜひ、この点についてはしっかりと力を入れて対策をとっていただくように要望いたしておきます。

それでは次に、最後の質問になりますけれども、学校施設の整備充実についてお尋ねをいたします。

小・中学校の教室に暑さ対策として扇風機など——この扇風機といいますのは天井につける、そういう扇風機でございましてけれども——扇風機などを設置することはできないかということでございます。御承知のように、一昨年、2010年夏の日本の平均気温は統計を開始した1898年、明治31年以降の113年間で最も高くなるなど、全国的に記

録的な高温となりました。ここ最近の暑さは異常でありまして、国立環境研究所等の予測でも、今後、気温が30度を超える真夏日が大幅に増加するとしております。

こうした中、子どもたちが学ぶ小・中学校での暑さ対策は喫緊の課題でありまして、児童・生徒の健康保持・増進し、学習効率を向上させる快適な環境を提供することは、私は市の重要な役割だというふうに考えております。

ところが、現在、小学校17校中10校には扇風機が全くなく、扇風機のある7校につきましても、1校を除き全ての普通教室にあるわけではございません。中学校では11校中8校は扇風機がありません。設置している学校も1校を除き普通教室にあるわけではございません。

例えば今の時期、毎日、運動会の練習が炎天下で続いております。練習を終えて教室に帰っても、もう暑くてたまらないという状況でございます。これでは授業に集中できるどころか、子どもたちの体調も大変心配でございます。昨日も子どもたちが熱中症にかかったというテレビのニュースがございましたけれども、子どもたちの体調が心配です。

報道によりますと大阪府交野市の小・中学校では教室にエアコンが設置をされたそうですが、市内のある校長先生は、その効果を、児童が授業に集中するようになり、食べ残す給食の量が格段に減ったと述べておられます。お隣の山口市では全ての小・中学校の教室に1教室2台ずつの扇風機が設置をされ、喜ばれているそうでございます。ある保護者の方は参観日に汗を拭き拭き授業を見たけれども、これでは子どもたちは授業に身が入らないと感じた。こういうふうに言っておられました。

学校生活における学習環境の整備の一貫として、小・中学校にせめて扇風機の設置を進めてほしいと考えますけれども、執行部の御見解をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 学校施設の設備充実についての御質問にお答えいたします。

小・中学校の教室に暑さ対策として、扇風機等を設置することはできないかということでございますが、本市の全小・中学校においては、保健室、音楽室、パソコン教室及び図書室に冷房装置を設置しております。冷房装置を設置したのは、保健室は体調不良の児童・生徒が安静に休めること、音楽室は遮音対策のため窓の開放ができないこと、パソコン教室では電子機器による室温上昇への対応が必要であること、また、図書室は静かに落ち着いて読書に専念できるようにすることの理由によるものですが、この冷房装置は、熱中症など、夏の暑さに対する児童・生徒の健康保持や、学習しやすい、生活しやすい環境づくりに資するものと考えております。

一方、児童・生徒が一日の大半を過ごす普通教室では、熱中症予防を含む暑さ対策として、窓の開放による通風換気対応、また、十分な水分補給や休息をとるなどといった指導面からの対応を行っている状況であり、扇風機を独自に設置している一部の学校を除き、教育委員会として統一的な特段の設備対応は行っておりません。

近年、全国各地で観測史上の最高気温が更新されるなど、猛暑に関する報道が頻繁にあります。本市における平成21年度から平成23年度までの過去3カ年の平均で、最高気温が30度以上であった日数は、7月で15日間、8月で27日間、9月で13日間という状況でございます。

日本気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」では、室内気温が25度以上28度未満を「警戒」、28度以上31度未満を「厳重警戒」、31度以上を「危険」と定め、「厳重警戒」の段階において、室内における熱中症予防の観点から、室内気温の上昇に注意するよう示されております。

こうしたことから、教育委員会では昨年度、全小・中学校の教室へ温度計を設置し、健康的な学校生活ができる環境であるか、教室の室内気温について状況の把握に努めているところでございます。

本年度から室内気温を記録しているところですが、日中の最高室内気温は6月で28度に達した学校があり、7月の夏季休業までの期間においては33度に達している学校もありますので、熱中症に対する十分な注意が必要な状況です。

議員御案内の教室への扇風機設置は、全ての小・中学校において児童・生徒が健康的な学校生活を送れるようにするため、また、学習しやすい環境の中で勉学に励めるようにするためにも、大変有効な方法でありますので、教育委員会といたしましては、小・中学校の教室への扇風機設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） 御答弁をいただきました。御答弁の中で教室の温度がところによって33度という状況があるということが報告されました。

私は防府市の気温がこの間どう変化したか、気象庁の統計情報で調べてみたんですが、ことし2012年7月、10年前の2002年7月、20年前の1992年7月、30年前の1982年7月、それぞれの最高気温を調べてみました。そうすると、30年前は31.1度、20年前は33.9度、10年前は34.9度、ことしは35.2度です。だんだん上がってきております。最高平均気温についても当然のことながら上昇傾向でございます。



文部科学省の学校環境衛生の基準では、教室の温度は30度以下が望ましいというふうにされております。早急な対応をぜひ求めたいというふうに思いますが、全ての教室に設置した場合、どのぐらいの費用がかかるか、試算されておりましたら御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 本市の学校には冷房装置のある特別教室を除いて、小・中学校全てあわせて約500教室ございます。先ほど言われましたように、天井に固定する扇風機——天井扇を1教室に2台ずつ設置した場合、これは全教室に設置いたしますと、これは他市の例では1教室当たりの設置費用が約9万円と聞いております。それで単純計算ではございますが、全部で約4,500万円の経費が必要というふうになります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） 市長にお尋ねをいたします。

全国で熱中症で倒れた児童・生徒の報道が相次いでおりますけれども、暑さ対策は教育現場でもこれから重要な課題になってくると思います。扇風機など——エアコンの必要な教室もあるかもしれません。鉄筋コンクリートの、例えば3階、4階になりますと1階、2階に比べて大変暑い、熱がこもってしまうというような状況もある学校もございます。ぜひ早期の対応をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。最後に御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 答弁書を作成の段階で、いろいろな角度から協議も実は行ったところでございます。天井扇を設置する場合にはかなり多額のお金がかかるということもございまして、教室によっては通風の非常に悪い教室等もあるということも判明いたしているところでございます。スタンド式の扇風機なら幾らでできるんだという議論までも実はいたしたわけでもございまして、格安の値段で、スタンド式ならば調達が可能だということも判明いたしているところでございます。

さまざまな角度から検討をいたしまして、来年の夏休み前後には、暑くてたまらない、勉強ができないというようなことは未然に防いでいけるよう努力いたすとともに、新設する学校等は、その設計の上から、最初から天井扇を設置していくということを最低でもクリアをさせていきたいと。そのように対策に万全を期したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○15番（山本 久江君） 積極的な御回答、ありがとうございました。

ただ、スタンド式となりますと、これは非常に子どもたちの安全対策からいってもいろいろ課題がございますので、その点はぜひ留意していただきたいというふうに、天井設置あるいは柱に設置をしていくということが必要であろうかというふうに思います。

時間になりましたので、子どもたちの生命と安全を守る対策、教育日本一を掲げられる松浦市政でございますから、こういった子どもたちへの教育環境の整備につきまして、ぜひ力を入れていただきたいということを最後をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、15番、山本議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、1番、中林議員。

〔1番 中林 堅造君 登壇〕

○1番（中林 堅造君） 私は平成会の中林堅造でございます。それでは通告に従って最初の質問をさせていただきます。

スポーツ振興についてお尋ねをしたいと思います。

内容は、ソルトアリーナ防府を中心とした各種スポーツ施設が集中しているが、本格的なサッカー場——天然芝あるいは人工芝を備えたサッカー場を建設する予定はどうかということでございます。

日本はもとより世界中を感動と興奮で織りなしたロンドンオリンピックが8月12日、ロンドンパラリンピックが9月9日に幕を閉じました。選手たちの熱戦の様子が連日、マスコミによりテレビや新聞などで報じられ、我々は、やはりスポーツのすばらしさ、大切さを改めて認識したところでございます。

昨年の山口国体では今回のロンドンオリンピック以上に私は盛り上がったと思っております。目の前で山口県の選手たちが熱戦を繰り広げてくれたことを思えば、当たり前のことであろうかと思えます。バレーボール、バスケットボール、自転車、軟式野球の4種目が、防府市でもって、ソルトアリーナを中心に開催されました。まだまだ記憶に新しいところでございます。

防府市はソルトアリーナを中心に陸上競技場、武道館、野球場、そして野球、ソフトボール、サッカーが併用可能なグラウンド等、そういった施設が広大な塩田跡地を生かしてスポーツ施設として整えられてきました。新市民プールもこのほど、平成26年7月オープンの予定で基本構想・基本計画を策定されました。多くの市民が待ち焦がれていらっしゃることでしょう。テニスコートの施設も市内に数多くあり、充実していると思われ

ます。私も若い時分から下手の横好きではございますが、野球、テニスをしてまいりました。

観戦することも好きでございますし、最近では息子たち——若い人たちの影響からかサッカー中継を見ることが多くなりました。日本サッカーのこのごろの活躍は本当に著しいものがございます。それも男女問わずにでございます。サッカーに興味を持つ国民が増えた要因は、随分前になるかとは思いますがＪリーグの誕生。そして２００２年ワールドカップが日韓共同で開催されたころからだと思います。それ以降、２００６年のドイツのワールドカップ、２０１０年の南アフリカの男子のワールドカップ、そして２０１１年なでしこジャパンのワールドカップでの女子サッカーの金メダル、ロンドンオリンピックでの男女の活躍、特にヤングなでしこという女子選手たちの大活躍、それらが重なり、これからの子どもたちのサッカーへの思いはうなぎのぼりといえますか、竜が天に昇るような、そういう勢いでもって進んでいくということも過言ではないかもしれません。我々の時代ではメキシコオリンピック、これは１９６８年でございます。釜本選手を中心に小城、森といった選手の活躍で銅メダルを勝ち取ったことを思い出します。テレビ中継ではグラウンドをピッチと呼んでおりますが、ほとんど芝生でプレーをしております。

これから大きくなっていく子どもたち、ここ何年か前から、野球よりサッカーのほうが好きと言っている子どものほうが多いと言われているのは、先ほど述べたようなことから、そうかなということであろうかと思えます。これからますます増えていくと思えます。たしか陸上競技場にはサッカーもできるように、本格的とは言えないけれども天然芝のものが１面ございます。しかし、やはり兼用ではなく本格的な天然芝か、あるいは人口芝のピッチで男の子も女の子も少年時代の若いときから経験させてやりたい、そう願う市民は決して少なくはないと思えます。

市長は大の野球ファンでもおありでしょうし、防府高校時代では野球部に所属しておられ、あの巨人軍の投手として名をはせた高橋明選手と同級生でもあると聞いております。野球場は既に十数年前に設置されているわけです。私は小学校の卒業式で、サッカーの日本代表選手になりたいと、将来の夢を語る子どもたちが毎年数多くいることを聞いております。

そこでお聞きいたします。サッカーが大好きで、将来、夢を追い続けていくであろう子どもたちのためにも、本格的なサッカー場が必要ではないでしょうか。市長は、現在のスポーツ施設の芝生化を含めた防府のサッカー競技施設の建設についてどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） サッカーコートの整備についての御質問にお答えをいたします。

ワールドカップやロンドンオリンピックにおいて、男女のサッカー日本代表の活躍によりまして、全国的にサッカーへの関心は高まっておりますが、本市におきましても、地元企業の長年にわたる御支援によりまして、市内外のチームが参加するサッカー大会が開催されたり、また市内の私立高等学校のサッカー部の大活躍などございまして、ジュニア世代の育成や競技力向上、さらに指導者の育成が図られているところでございます。地元のサッカーに対する理解度は大変深いものがあると感じております。

さて、天然芝や人工芝の本格的なサッカー場は建設できないのかというお尋ねでございましたが、私、個人的には今の市民プールを早急に整備いたしました後、サッカーコートというものが浮かび上がってくると、そのように思っておりますが、現在、サッカー競技が実施できる市のスポーツ施設は天然芝を敷設しております陸上競技場の1面——400メートルトラックの中の1面ですね、それと、スポーツセンターの南北広場の各2面及び向島運動公園多目的広場の2面の計7面でございます。ほかにも私立の高等学校ではコートを所有しておられるところでございますが、市のスポーツ施設としてはこういうことになろうかと思っております。

議員御指摘のとおり、土のサッカーコートに比べますと、天然芝あるいは人工芝のサッカーコートはけがの危険性は大変少なくなると、このように私も思っておりますが、既存施設のスポーツセンター南北運動広場や向島運動公園多目的広場に芝生を敷設することにつきましては、さまざまなスポーツ団体に利用されている現状から考えますと、困難な状況ではないかと思っております。

これらの多目的広場はソフトボール、軟式野球などの競技が頻繁に行われておりまして、芝生化いたしますと、この種目の競技ができなくなりますので、競技団体の運営にも支障を生ずることになります。

そして、新たに芝生のサッカー場を建設するとなりますと、建設費や土地を取得する経費とともに、毎年、芝生管理などの維持管理経費が必要となってまいります。実は先日、人工芝を用いてのサッカーコートの整備に対し、サッカーくじ、いわゆるt o t oですか、これの補助金が活用できるというような提案をその種の団体からもちょうだいしたところではございますが、サッカー場の整備につきまして、さまざまな観点から研究を重ねて、また、関係団体をはじめ市民の皆様の強い御要望をしっかりと認識いたしておりますので、今後の大きな検討課題とさせていただきたいと、このように考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○1番（中林 堅造君） ありがとうございます。なかなか芝生化ということが難しいものだなということを感じております。

それでは再質問させていただきたいと思いますが、まず、本市におけるサッカー競技場の競技の状況でございますが、全国的には小・中学校の競技人口が増えてきていると思われませんが、本市において、ここ3年のスポーツ少年団、あるいは体育協会のサッカー登録チームのチーム数、競技者数がわかれば教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 本市におけるサッカーのチーム数や競技者数ということでございますが、まず、スポーツ少年団の登録チーム数及び登録者数ですが、平成22年度につきましては8チームが加盟され、男子が207人、女子が13人、計220人が登録されております。平成23年度につきましては8チームが加盟され、男子が247人、女子が12人、計259人が登録されております。平成24年度につきましては8チームが加盟され、男子が208人、女子が8人、計216人が登録されております。

次に、体育協会の登録チーム数及び登録者数につきましては、平成22年度が41チームが加盟され1,140人が登録されています。また平成23年度につきましては37チームが加盟され1,180人が登録されています。平成24年度につきましても前年度と同じですが、37チームが加盟され1,180人が登録されております。なお、体育協会の登録にはスポーツ少年団も登録されていますので、体育協会の登録チーム数、それから登録者数はスポーツ少年団を含めた数となっております。

以上のように、本市でのサッカーのチーム数や競技者数はここ数年、ほぼ横ばいで推移している状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○1番（中林 堅造君） 今、チーム数、あるいは競技者数を教えていただきました。子どもたちの数というものは少子化をみれば、このチーム数、あるいは競技者数を考えますと、やはりサッカーに大変興味があって、この子どもたちがこれから先のサッカープロ選手になりたいという思いを強くしておる子どもたちが変わらずいると、これから増えていくということがよくわかるわけでございます。

本市におけるチーム数、競技者数、ここ数年、先ほど部長が申されましたように、横ばい状況であるということはわかりましたが、数年前に比べてサッカーの大会、あるいは練習試合など競技活動は盛んになっていると思います。

先ほどの市長の答弁、サッカー場の建設については課題があるということをごさいました。市民の皆さんから要望はお聞きしていらっしゃるということで、今後の検討課題であるということをごさいました。サッカー競技を始める小学校時代、まず芝生のピッチに慣れておくということは将来のための、子どもたちにとっては本当に大切なことであろうと思います。まさにこの芝生のピッチに立つということの喜びが、子どもたちには大変あるうかと思えます。また、シニアの世代のサッカー競技者にとっても、ひざへの負担が減らせるということは健康面に関しては本当によいことが多いと思えます。

現在、山口県では県民に愛されるサッカークラブとして、Jリーグ昇格を目標とするレノファ山口が設立されています。ことしは徳山大学に敗れました。残念ではありましたが、そのレノファ山口が設立されております。防府市においても多くの企業の御支援によりジュニア世代の育成が進められております。前段で申し上げましたが、メキシコオリンピックの日本代表選手でありました小城さんが、毎年、防府市に来られて、中学生に対して熱心に指導をされ続けておられます。ありがたいことをごさいます。

サッカー場の建設には先ほど市長の答弁の中にありましたけれども、経費面の課題があると思えます。天然芝に比べて人工芝は初期経費はかかるが、その後の維持管理費はかなり削減できると聞いております。地域からの理解ある、サッカー競技のために本格的なサッカー場を建設するという事は、市民の多くの皆様の御要望でもあります。青少年の育成の観点からも必要であると考えます。

もう一度言っておきたいと思えます。防府市には室内競技スポーツのうちバレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、そういったものはソルトアリーナでできます。柔道、剣道は武道場でできます。陸上競技のほとんどが陸上競技場でできます。水泳も新しいプールがそんなに遠くないうちに建設されます。新しい本格的なサッカー場の建設や既存のスポーツ施設の芝生化によるサッカーコート整備をこれからも検討していただき、できるだけ早い時期に市の建設計画に位置づけていていただきたいと思えます。お答えがほしいところですが、まず一步、踏み出していただくということで要望とさせていただきます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

観光振興についてということで、まちの駅「うめてらす」を基点としての近隣の観光施設としての「山頭火ふるさと館」、宮市本陣兄部家の建設、復元に向けての進捗状況はということで質問をさせていただきます。

まちの駅「うめてらす」が防府市の観光の拠点としてスタートして3年と4カ月が過ぎようとしております。この間も防府天満宮の観光客はもとより、「うめてらす」を訪れる

多くの方々、そして市外ナンバーの自家用車がにぎわいを見せていることに、私は大変うれしく思っておる一人でございます。

私は平成23年3月議会でも「山頭火ふるさと館」の進捗状況をお聞きいたしました。建設場所についての市長のお答えは以下のとおりでございます。山頭火の生誕地から防府天満宮参道そばのまちの駅付近までを候補としている。このことを踏まえ、また、山頭火ふるさと館には山頭火を伝承・保存するという目的のほかに、市内外から多くの方々に訪れていただき、防府市をPRするという側面も望まれていることから、防府天満宮や宮市本陣兄部家、周防国分寺、まちの駅「うめてらす」等、本市に誇る史跡や観光施設などと相乗効果が得られる場所ということで、防府天満宮周辺の山頭火の小径に近い場所に建設したいと考えております。とのことございました。1年6カ月前のことございました。

このたびようやく整備予定地が決まり、9月補正で予算の計上があったわけでございます。5日の本会議で、整備予定地よりも八王子の市営住宅跡地のほうが回遊性があるのではないかという意見が出ておりました。私はあの地は高齢者のための、そして他の市町がうらやむような市営住宅の候補地として、大事にじっくりと時間をかけて取り組むべき事案として考えるべきだと思っております。1階部分には市の福祉関係の相談所などに入ってもらいか、あるいは医療施設に加わってもらうか、いろいろ考えられる大切な場所だと思っております。

ことは山頭火生誕130年の記念の年と聞いております。また、防府市で第21回全国山頭火フォーラム、そしてあわせて第33回山頭火全国自由律俳句大会が開かれ、その生誕130年記念として長編劇映画「山頭火」として映画化される年でもあり、議会のさまざまな意見にも耳を傾けていただき、我々にそういった姿勢を見せていただき、おそくはなりましたが、本議会でもって予算が計上され、一歩踏み出されたことは高く評価するものでございます。市民にとって本当に喜ばしいことと思えます。

そこで、今後の「山頭火ふるさと館」建設に向けての計画をもう一度教えていただきたいと思えます。山頭火の映画が封切られるころには山頭火ふるさと館は開館オープンの運びとなっていなければ、全国の山頭火ファンに対して余りにも申しわけありません。恥ずかしい限りと思えますが、いかがでしょうか。市と議会はしっかりと肝に銘じて、このことを忘れてはいけないと思えます。

しかしながら、大変残念なことがございます。1年6カ月前と大きく違うところがございます。御承知のように西隣にある館、国指定史跡宮市本陣兄部家が火災で焼失しているということでございます。このたびの6月の国の文化審議会において、兄部家の敷地全体を萩往還関連史跡に追加指定されました。そのあたりのいきさつを、消失前後を含めて、

わかりやすく教えていただきたいと思います。また、史跡に指定されれば、文化庁の補助事業として史跡の整備を行えると思っております。整備の手法、建物の復元の時期等、お聞きをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

「うめてらす」でございますが、議員、3年と4カ月が経過したとおっしゃいましたが2年と4カ月ではないかと思っております。私も頭の中を今、整理しておりますが、おかげをもちまして、「うめてらす」は開館以来、毎年度、59万人前後の方々にお越しをいただいて、3年目に入りました今年度は、前年の同時期を上回る来館者がございまして、順調に推移をいたしております。

このように、「うめてらす」を設置いたしましたことによりまして、周辺のにぎわいが確実に増して、明るい兆しが見えてきておりますことから、一層の観光地づくりをこの機会を逃さず進めていく必要があると、関係各方面の方々からもお話をお聞きしている状況でございます。

また、観光によるにぎわいの創出は、まちの活性化に確実につながりまして、市民の誇りと将来への希望をもたらすものと考えておりまして、この「うめてらす」の成功に満足することなく、次なる取り組みをしていくことが極めて大切であると考えております。

そういう意味で、このたびの「山頭火ふるさと館」の建設、並びに宮市本陣兄部家の復元の取り組みは、文化と歴史的な遺産を生かしたまちづくりにつながり、多くの市民が心待ちにされているところでもございまして、こうしたまちづくりが進むことへの期待感は大いなものがあると考えております。

それでは初めに、「山頭火ふるさと館」の建設に向けての進捗状況の御質問にお答えいたします。

今議会、一般質問初日の山田議員の御質問にお答えをして、詳しく御説明をいたしているところでもございますが、「山頭火ふるさと館」の整備につきましては、現在、基本計画の策定を進めておりまして、8月下旬には、直近、市議会総務委員会と市議会の山頭火ふるさと館検討協議会において、基本計画の中間案について御説明をし、御協議いただいているところでございます。

今後の行程につきましては、この9月定例会市議会に、建設予定地の土地取得等の予算を計上いたしておりますので、御承認いただければ、早速、地権者の方々と土地取得等に係る契約を締結する予定といたしております。



その後、ことし11月末までに山頭火ふるさと館基本計画を策定いたしまして、平成25年度には基本設計、実施設計を、また平成26年度には建物を建設する方向で進めてまいりたいと考えておりまして、建物が建設後しばらく寝かせるというか、風を通すといえますか、そういう期間も必要でございますので、平成27年度の秋から冬にかけての開館を目指しているところでございます。

さて、議員御案内のように、ことしは山頭火生誕130年の記念の年にあたりまして、12月1日と2日には、第21回全国山頭火フォーラムと第33回山頭火全国自由律俳句大会が、そして山頭火が生まれた12月3日には、山頭火生誕祭が行われ、全国各地から多くの山頭火ファンをはじめ関係者の皆様、山頭火のふるさと防府にお越しになります。

また、御高尚のとおり、長編映画「山頭火」につきましては、8月29日に天神ピアで行われた「映画「山頭火」を応援する防府の会」の発会式に出席させていただきまして、本年12月にはロケハンやオーディションが行われ、いよいよ映画づくりが本格的にスタートされるとお聞きしているところでございます。

また、映画といえば、このたびモントリオール世界映画祭で特別賞を受賞しました高倉健主演の映画「あなたへ」では、映画の中で、山頭火の句が幾つも紹介され、また句集も紹介され、全国で多くの方がこの映画を通じ、山頭火の句を鑑賞されておられるところでもございます。

こうした機も熟してきている、絶好の機会を逃すことなく、ぜひとも「山頭火ふるさと館」の整備を確実に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、宮市本陣兄部家についての御質問にお答えいたします。

宮市本陣兄部家は、江戸時代の1789年の宮市の大火によりまして焼失いたしましたが、その後、直ちに再建された建物が現代まで受け継がれ、山陽道の宿場として栄えた宮市の中心として、往時の風情を漂わせておりました。

平成元年に萩往還の一部として国の史跡に指定されましたが、当時は敷地内の書院建物部分のみの指定でございました。平成23年1月に敷地全体を追加指定するよう、文化庁へ意見具申書を市から提出いたしまして、5月20日の国の文化審議会において、書院建物部分以外の敷地全体も追加指定するよう答申がございました。通常であれば数カ月後に官報告示が行われ、正式に史跡となる予定でございましたが、残念ながら、御承知のとおり、兄部家は昨年7月22日の未明、火災により書院建物、本家など、主要建物が全焼してしまうという事態になりました。

文化庁では、追加指定告示への準備中の出来事でありましたので、市の行う火災後の残

存調査結果を待って、追加指定を再考されるということになりました。市では昨年の8月からことしの3月まで測量、実測を行いまして、建物の平面図、立面図、断面図の作成、また重要部分の詳細実測、敷地全体の建物などの配置図などを作成いたしまして、その調査結果と兄部家にかかわる文書や歴史資料も含めた火災残存調査報告書をまとめまして、本年4月に文化庁に提出いたしました。

文化庁とは正式な追加指定に向けて、調査期間中から緊密に連絡を取り合いながら協議を進めてまいりましたが、文化庁ではこの報告を基に、兄部家について史跡としての価値が十分残っているとして、6月の国の文化審議会に諮り、追加指定を認める旨の了承を得たとのことでございます。この9月末ごろに官報告示がなされ、国指定史跡として正式に追加指定される見通しとなっております。

国の史跡として指定を受けますので、史跡萩往還宮市本陣兄部家の整備は、国の補助事業としてできるようになります。一般的に、史跡の整備につきましては、文化庁の指導を受けながら基本構想、基本計画を策定し、基本設計、実施設計と進めますので、整備工事着手までには数年の期間が必要になると考えております。

なお、来年度から整備のための委員会を立ち上げまして、建物復元を含めた検討を行い、基本構想、基本計画を策定し、整備、公開、活用を目指してまいりますので、御理解とお力添えを賜りますよう、お願いいたします。

「山頭火ふるさと館」の建設並びに宮市本陣兄部家の復元という2つの事業のこれまでの取り組みについては、以上のとおりでございますが、これらの事業は、「うめてらす」の建設並びに道路の修景整備などとともに、表参道周辺に活気が戻りつつある今こそ、さらなるにぎわいの創出に向けた取り組みとして、確実に実施していくことが大切であると考えております。今後、「山頭火ふるさと館」と宮市本陣兄部家の共通項であります旧山陽道、史跡萩往還、また山頭火の小径によって結びつく魅力的なまちづくり、歴史的な遺産を活かしたまちづくりを進めていく中で、市民や事業者の皆様にも力を発揮していただき、このエリアの活力を大いに高め、市全体の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○1番（中林 堅造君） 詳しく教えていただきまして、ありがとうございました。

「山頭火ふるさと館」は、順調に行けば平成27年度の秋から冬にかけてということでございます。宮市本陣兄部家につきましては、文化庁の指導を受けながら進めていかれるということで、大変難しい面もあろうかとは思いますが、着々と進めていただけたらと

思います。

兄部家復元につきましては、地元の皆さんにとりましても、我々市民にとりましても、少しでも早くその完成を望んでおるところでございます。兄部家復元が実現すれば、観光の目玉になる建物として、大変喜ばしいことであると思います。防府天満宮、まちの駅「うめてらす」、「山頭火ふるさと館」とあわせたこれらのものが、線ではなく面として、にぎわい創出の相乗効果を生み出してくれるものと確信をしております。

それでは再質問させていただきます。

「山頭火ふるさと館」の建物のイメージがどのようなものかということでございます。

これは本当に難しいなど、私は思っております。市民の多くの皆さんも同じように思っ  
ていらっしゃると思います。新築のイメージということは、なかなかどういふふうなものがいいのかなということであるわけでございますが、山頭火新聞の39号には、平成24年の山頭火ふるさと会総会での席で、特別参加の山本末男プロデューサーの挨拶では、北は東北、南は鹿児島県まで、全国を行脚して珠玉の俳句を生み出した天才俳人の創作の苦しみ、人間の弱さ、強さ、不思議さをきめ細やかな映像で表現、今の日本が忘れてしまった日本の真の豊かさ、感性の多様性と深さを描き出したいと、山頭火の映画の弁を述べておられました。山頭火らしさをかもし出す建物ということで、「山頭火ふるさと館」はどのようなものを考えていらっしゃるのでしょうか。教えていただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私、個人的には、旧山陽道、また史跡萩往還に面しているところ  
でございますし、いずれ国の力をかりて、兄部家書院等が完成していくわけでございます  
ので、それらにマッチした、例えば、本に思いつきのようなことで恐縮でございますが、  
古民家の古い材木も活用しながら、木造風のそういう雰囲気が出てくるような建物などが  
ふさわしいのではないかなと。私なりに感じているところでございますが、いずれにい  
たしましても、これらは基本設計の中で十分協議をいただき、また御相談もさせていただ  
きたいと。そのように考えているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○1番（中林 堅造君） 古民家をといた材木、この中には窓ガラスのいいものもあるか  
とは思いますが。そういったものもどうかなという気もいたします。落ち着いたイメージが  
いいのかなとは思いますが、全国的に山頭火のイメージがどういふものかなということ  
私はちょっとわからないんでございますが、市長がそういうふうにご思っておられること  
についても、しっかりとそういうイメージを膨らませるといふことも大切なことであろうか

など思っております。

こういったことと、本当に山頭火のイメージがつながることが難しいということは申し上げたとおりでございますが、私は今回、この山頭火の指定された地、敷地も床面積も余り広いとは思えないところはございますが、余りにも広いと、かえって山頭火らしくないなというようなことも思えてなりません。質素な雰囲気をかもし出すようなものであり、そこから全国に山頭火を発信してもらい、山頭火を知らない人たちにもファンになっていただきたいと、そういうことでございます。

そして、「山頭火ふるさと館」が萩往還に、これはしっかりとやはり溶け込むことのほうが大事じゃないかなというふうに思っております。いずれは宮市本陣兄部家と隣り合わせになるということでございますから、そういった雰囲気をつくっていただけたらと思います。

最後に、私も実は昨日、市長が先ほど申しておられました高倉健主演の映画「あなたへ」を見てまいりました。ビートたけしが、山頭火があらわした句集草木塔を高倉健に渡すあたりから、何句かを口にしております。山頭火がしっかりと全国に知られている証となっているようでございます。山頭火の地元としては、本当にありがたい映画だなというふうに思いました。内容についてはこれから見られる方々がございますから申しませんが、奥深い、本当にいい映画だったと私は思いました。昨日の映画、どなたもやはり一度は見ただけ、山頭火が全国に知られていると。また、全国の知らない人たちにも興味を持っていただける、そういう映画であるということをしつかりとみることができましたので、どうぞごらんになっていただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、1番、中林議員の質問を終わります。

少し早いですけれども、ここで、昼食のため休憩といたします。

午前 11時44分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○副議長（松村 学君） 少し早いですけれども、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長所用のため、副議長の私が議事を進行いたします。よろしく願いいたします。

それでは午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、10番、土井議員。

〔10番 土井 章君 登壇〕

○10番（土井 章君） 明政会の土井章です。質問通告に従って質問します。執行部にあつては簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず第1点目は、企業誘致対策についてであります。

防府市は近年N T T、中国電力、西日本銀行、カネボウ、日本たばこ等の企業、法務局、県税事務所、農林事務所、健康福祉センター等の国・県の機関の撤退が相次いでおります。もちろん、この間、旧カネボウの事業の一部はエア・ウォーターや田島商店が引継ぎ、マツダ関連企業の進出もあったことを付記しておきます。これに加え、リーマンショック後のマツダの不振等も影響してか、現在の防府市の有効求人倍率、地価下落率ともに県下でも最低レベルで、市税収入も大変厳しい状況にあります。

ちなみに松浦市長就任時の平成10年度決算と平成23年度決算を比較してみますと、市税全体では169億7,600万円が平成23年度には165億7,900万円となっており、約4億円の減収で済んでおりますが、市税のうち法人市民税は17億200万円が12億7,300万円で約4億2,900万円の減収。固定資産税は84億8,300万円が平成23年度には78億3,000万円で6億5,300万円の減収。都市計画税は13億1,400万円が11億8,500万円となっており、1億2,900万円の減収となっております。参考までに個人市民税は、平成10年度が45億1,800万円でありましたが、平成23年度は52億400万円と、6億8,600万円の増収となっております。この間、税制改正等もあった影響だと考えられますが、一概には言えませんが、収入金額面からのみ見ますと、法人市民税や財産税の大幅な減収を個人住民税の増収で賄っているということになります。

私は、入るを量りて出ざるを為すという故事ことわざがありますけれども、この意味は収入の額をよく計算して、それに応じた支出をするということであります。しかし、ここでの「量りて」は数量や測量の「量」の字が使つてありますが、私はここでは図書館の「図」の字を使った「図り」を使用し、また「出ざるを為す」は「出ざるを制す」を使用し、入るを図りて出ざるを制す——要するに、収入の増加策を図りながら、一方で支出を抑制するのが行財政改革の鉄則ではなかろうかなというふうに思つておりました、そして、安定的な増収を図るには、企業誘致が最も効果的だと考えております。

そこで質問ですが、その1点目は進出企業の土地取得に対する補助率のアップ等についてでございます。私は、6月議会定例会で、進出企業の雇用奨励金を1人当たり20万円から40万円に引き上げる防府市工場等設置奨励条例と防府市事業所等設置奨励条例の改正案に、ただ一人反対をいたしました。理由は反対討論でも述べましたが、それより先すべきことがまずあるということでございます。それは企業に来てもらうことが大事であ

って、そのためには企業を進出する気にさせるインセンティブな措置が重要だと考えたからであります。

ちなみに山口市の山口テクノ第2団地は山口県と山口市の共同開発企業団地でございますが、土地取得費の80%補助、これを県と市が40%ずつ負担をしております。しかも補助額には上限なしでございます。マツダとも取引のある、自動車のエアバックやシートベルトに使う金属部品製造を行う岸本製作所、これは奈良県に本社があるんですけども、これが5月28日に進出協定を結びました。4億2,000万円の投資額でございます。さらに、マツダ向けに自動車用鋼板の加工販売を行うマツダスチールが、7月26日に山口テクノ第2団地に進出協定を結んでおります。投下資本額は約15億円というふうに報じられております。

私はマツダ関連企業といえば当然に防府に立地してもらえるものと思っておりましたが、世の中そんなに甘くないことがよくわかりました。土地取得費の80%が補助されることが、マツダ防府工場への納入品輸送コストを考慮しても、進出に決定的なインパクトを与えたのではないかと考えて仕方がありません。規模拡大や移転を計画する企業にとって、初期投資額が抑えられるのは大変な魅力でございます。現在、地域間競争の時代です。久保田宇部市長は企業誘致の姿勢として、宇部市の優遇措置が競争相手の市に負けているなら改善すると発言されているのをニュースで見ました。まさしくこの精神が大事ではないかというふうに思います。

そこで、防府市も土地取得費の80%を補助するぐらいの覚悟をしてはいかかというふうに思います。まずその点を質問いたします。

一方、投下固定資産に係る固定資産税相当額を交付する工場等設置奨励金につきましても、防府市は3カ年の措置となっております。山口市も原則3年でございますが、投下固定資産総額が10億円以上の場合は5年間の交付となっているようでございます。先ほどのマツダスチールさんは5年が適用されるわけです。防府市も改善すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、先ほどの土地取得費の80%補助が無理なら、せめて山口市が負担をしております40%補助は出して、その代わりに工場等設置奨励金を10年間交付するとかいうようなことはできないものだろうか。執行部の見解を問います。

次に、日本たばこ防府工場はことし3月に閉鎖いたしました。現在、建物の解体が行われていると伺っております。JTはこの防府工場跡地をどうする方針か、情報を得ておられるかどうか。また、JTが手放す方針であるとすれば、ぜひ企業誘致用地として、防府市が取得すべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

防府市は自前の企業誘致のための土地を持たず、企業誘致もいわゆる人のふんどしで相撲をとる状態でございます。残念ながら王子ゴムも山口テクノパークに進出したしております。

さらに J T が産業廃棄物処分場として所有しております大字浜方の土地 9 万 3, 0 0 0 平方メートルについて、8 月から現況調査を行っているというふうに仄聞をしておりますが、J T はその調査の目的と土地利用計画をどのように考えておられるのか、情報を得ておられるかどうかお尋ねをいたします。

この項の最後は、企業誘致担当部局のあり方についてであります。

県や他市においては、商工産業振興担当部局が担当しておりますが、防府市は企業誘致は総務部、進出した企業への各種支援策は産業振興部が担当しております。進出した企業から見ると二元行政のようにも見えるし、わかりにくい。また、進出を計画している企業から見ると、防府市は企業誘致を企画政策課が片手間にやっているのではないかのように見えはしないかと、懸念をいたします。なぜなら、一般的に企業から見ますと、本来、企画政策部門はその会社・団体のシンクタンクたるべきものだからでございます。

防府市も産業振興部に一元化すべきではないか、執行部の見解をお伺いして、この項の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（松村 学君） 1 0 番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、土地取得に対する補助率のアップ等についての御意見、お尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、県内他市の用地取得奨励措置の取り扱いにつきましましては、山口市、宇部市、山陽小野田市におきまして、県と市が共同で開発された産業団地について、県が 4 0 %、市が 4 0 %、合わせて 8 0 % の優遇措置が実施されております。この 3 市の産業団地は、御存じのとおりバブル絶頂期の昭和 6 3 年から分譲を開始しておりますが、その後の社会経済情勢の変化や景気が低迷する中で、現在でも、総分譲区画 7 3 区画のうち半数以上が未売却となっております。結果的に未売却の資産を抱えており、産業団地の取得造成に係る借入金利息等が財政上の大きな負担となっていると聞き及んでおります。このことから、未売却の資産を抱えている自治体は、早期に売却を進めるため、8 0 % という優遇措置を実施されていると考えております。

また、県内で用地取得に対する補助を行っている市は宇部市、山口市、山陽小野田市と本市、防府市の 4 市のみでございますが、そのうち民間が所有する土地を取得する場合に市が単独で補助を行っているのは、本市と山陽小野田市の 2 市のみでございます。

ちなみに、山陽小野田市の補助率は3%となっておりますが、これも、かつて中小企業基盤整備機構、旧地域振興整備公団が造成を行い、現在では民間の所有となっている用地のみが対象とされているところでもあります。

一方、本市が分譲した企業団地は全て売却され、現在、市が所有する企業団地はございません。また、本市の用地取得奨励措置の取り扱いは、民間の土地を取得する場合におきましても、購入費用及び造成費用などの合計額の30%を市単独で補助することとしております。

用地取得奨励金の補助率アップ、工場等設置奨励金の交付期間の延長はできないかとお尋ねにつきましては、本市の用地取得奨励措置は、県内及び全国と比較いたしましても手厚いものとなっております。その他の奨励措置につきましても決して遜色ないものとなっておりますことから、当面は現行の奨励措置を維持してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、J T工場閉鎖後の用地の利用・取得についての御質問でございましたが、J T防府工場跡地でございますが、議員御指摘のとおり、本年3月に閉鎖された後、4月から建物の解体工事が開始されております。

まず、工場跡地についてのJ Tの方針でございますが、現時点ではまだ決定されておらず、予定では1年かけて建物を解体され、更地となる来年5月以降に最終的な方針を決定するとの説明を受けております。

次に、このJ T工場跡地を市が取得するかどうかについてでございますが、市といたしましては、まずは民間での取引に委ねるべきであると考えておりますので、現状では、取得は考えておりません。

なお、J Tとの協議の中で他の企業から本市への進出について相談があれば、跡地が新たな企業立地につながるよう、用地の紹介をすることについての了解を得ているところでございます。

続きまして、J T産業廃棄物最終処分場跡地について、お答えいたします。

J T産業廃棄物最終処分場跡地は、現在、遊休地となっておりますが、J Tではこの土地について、売却も視野に入れて有効な土地利用を検討されておりました。本年8月から土地の状態を正確に把握するための詳細な調査を行われております。

なお、今回の調査が完了した段階で、調査結果に基づいて土地利用の方針を決定されると聞いておりますので、地域経済の活性化や市民生活の充実に配慮した利用をしていただけるよう、今後とも、連携を密にいたしまして、情報交換や協議を続けてまいります。

企業誘致は、地域経済の活性化や雇用の創出など、市の発展において大変重要であると



考えておりますので、引き続き積極的な企業訪問を行い、情報を収集し、企業の要望やニーズを的確に把握するとともに、現在、東日本大震災の影響で、企業は西日本を注目しておりますので、JT工場跡地の活用も念頭に置きながら、東京や大阪の企業へも積極的にアプローチを行い、企業誘致につなげてまいりたいと存じます。

最後に、企業誘致担当部局のあり方についての御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、本市の企業誘致の業務は、総務部の企画政策課・企業立地推進室が担当しておりまして、誘致に伴い適用される工場設置奨励制度などの各種支援業務につきましては、産業振興部の商工振興課が、企業立地推進室と連携を図りながら実施しております。企業誘致には、工場などの設置を進めていく過程において、用地や用水、電力などの確保に始まり、環境評価や建築確認、緑地の確保など、さまざまな手続きが必要になってまいります。

申すまでもございませんが、例えば建築確認について、仮に事前協議を行うとすれば、本市の建築課に建物の審査を申し出ると同時に、都市計画上の立地制限がないか等を都市計画課に確認することになりますし、また工場排水等については本市、生活安全課に申し出るだけでなく、県環境保健所への相談が必要となってまいります。立地した工場などが海に近ければ海岸法などの規制を受けることもありますので、規制を所管する本市の林務水産課や河川港湾課、県の港湾課等へ届出が必要になる場合もございます。さらに、近隣の農業者、漁業者、自治会等への配慮も必要となってまいります。

このように多岐にわたる手続きは、企業にとって大変わかりにくく、また負担の大きい業務となります。このため、手続きを一元的、総合的に案内する窓口や、手続き全体をコーディネートする機能が強く求められております。本市はこうした企業の御要望にお答えするため、昭和34年の三田尻塩田の廃止以来、塩田跡地やその周辺地域へ新しい産業を興すべく、企業団地や工場用地の整備・販売に一貫して携わり、また国や県の政策などの方針も含め、市にかかわるさまざまな情報を多く持ち、各課施策の全体調整をしている企画政策課に、企業誘致に関する業務を担当させることにいたしております。現在、ワンストップに近い支援体制を整えることができっておりますし、また今年度から、専任職員2名体制となったことでもありますので、さらなる充実が図られたと考えております。

今後とも、企画政策課・企業立地推進室と商工振興課がこれまで以上に連携を密にし、一体感をもって企業誘致に取り組んでいくことが重要であると考えております。

なお、議員御提案の企業誘致担当部局の一元化につきましては、今後の機構改革の中で十分に検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員。

○10番（土井 章君） 答弁をいただきましたが、大変、私にとっては残念というか不満というか。山口市、宇部市、山陽小野田市は県と共同開発で、なかなか売れんから、やむなくたたき売りをしたんだということですが、確かに、たたき売りかどうかは別問題として、購入をする企業にとってみれば、30%の補助よりは、40%の補助よりは、80%の補助のほうがいいんです。それが売れ残った土地であるのか、あるいは、よく売れている土地かは関係なく補助率が高いところに群がっていくのは当たり前の話です。そのうち完売するでしょう。たしか、先日のインターネットで山口を見ましたら、75%ぐらいもう売れているというような、インターネットではありました。

ですから、どんどんどん山口には行く。それは80%を損失しても、企業が立地すれば固定資産税があくる日からは入る。資本投下があればそれに対する償却資産の固定資産税が入る。従業員がおれば市民税が入る。市民が増えれば交付税が増える。非常に多角的に効果はあるわけですし、今、市長がおっしゃったような、うちは不良資産を持っておらんからいいんだということでは、僕は将来の防府は非常に、いい方向にはいかない。このままずるずるずるずるという形になりはしないかなという思いがしております。

あくまで進出する企業にとってみれば、補助率が幾らかであるということでございます。おまけに、固定資産税相当見合いの交付金につきましても、山口市は単独で投資価格が10億円以上であれば5年というふうに優遇措置を設けております。防府の場合は10億円であろうと100億円であろうと3年ということで、それを比べても、やはり、マツダスチールさんが山口第2テクノにいったのがわかるような気がいたします。

それと、次はJTの土地ですけれども、やはり、なかなか防府市に企業誘致の情報が入ってくるかっていったら、僕は入ってこないと思うんですね。だから、自分が持っておれば売らんやいけんから、山口市と、県と同じですよ。持っておれば不良資産になっちゃいけんから一生懸命売らなければならないんですが、なかなか情報も入ってこん。僕はやはり一度は防府が持って、もちろん来年の5月ですか、クリアランスした段階で、もう既に次の業者が来るってことがわかっておれば、これは大変ありがたいことですが、そうでないとすれば、やはり一度防府市が持って、誘致に動くということをしないと、僕は無理なんではないかなという思いがしております。

それと最後に、部局のあり方ですけれども、確かに企業が進出してくるときにはいろいろな手続きがあり、市役所あるいは国、県の手続き等もあります。しかし、それはそれで山口県の場合は、あるいは他市の場合は、全て産業振興部というところでやっておるんであって、何も企画政策課がやらなくてもいい。企画政策課は、私は本来の市役所のシンクタ

シクたる事業をすべきであって、ルーチン業務をする部局ではないという思いがしております。

いずれにしましても、大変残念な答弁でしたが、防府市の企業誘致に対する姿勢はそういうことなんだなということを知りまして、この質問を終わります。

次に、野島地域の振興について質問します。

まず、現離島振興計画の総括と新計画の策定についてでございます。

平成15年度から平成24年度を計画期間とする「山口県離島振興計画」では、野島は周南諸島の一つに数えられ、道路の段差解消や手すりの設置、漁港内のバリアフリー化、在宅介護支援センターの整備、ヘリコプター離着陸場の確保など、島民の高齢化に伴う諸政策の実施と交流人口の拡大を目指して、種々の振興計画が盛られ、事業実施がなされてきました。

そこで、今年度が計画期間の最終年を迎えますが、これら振興計画に盛られた主要施策の実施状況と未解決の事業について伺います。

また、「改正離島振興法」が成立し、平成34年度まで10年間延長されることとなりました。現在、執行部においては「新離島振興計画」の策定に向け作業中と思います。現計画の基となった平成12年国勢調査人口が225人、高齢化人口比率は52.4%でありましたが、ことし8月現在の人口は128人、高齢化人口比率は70.3%に達していると聞いております。現計画の抜本的な見直しが必要であると考えます。

地元では医療体制の充実、茜島シーサイドスクールの存続と寄宿舎の整備、交流人口の拡大策としての海釣り公園の整備、島東部の丸山への遊歩道の設置等を希望されておるようでございますが、策定にあたっては地元の意見・意向を十分考慮して、そしてそれが繁栄されるような計画を策定すべきというふうに考えますが、見解をお伺いします。

この項の2点目は野島小・中学校の存続問題についてであります。

この問題については、6月議会定例会で同僚議員が質問をされております。教育長の答弁は、少人数の中で豊かな体験活動を通して学ぶことができる本事業は、教育的に大きな意義があり、教育委員会としても、これからも大切にしていきたいと考えているとしながらも、防府市立小・中学校教育検討委員会の野島在住の児童・生徒が在籍しなくなったとき、一旦区切りをつけることが望ましいとの提言を盾に、成果等を引き続き検証しながら、今後、本事業のあり方についてさらに検討してまいるというものであります。

これからも大切にしていきたい、けれど、本事業のあり方について検討とは、どう解釈していいのか苦しみます。そもそも私は、防府市立小・中学校教育検討委員会の提言は、何か奥歯にものが挟まったような提言に思えてなりません。茜島シーサイドスクール事業

は、教育的に大きな意義があったことから、事業の成果等を十分に検証し、今後の本市の教育施策に活用することと、最大級の評価を与えながら、その理由も明示せず、野島在住の生徒が、野島中学校を卒業した時点で、一旦区切りをつけることが望ましいと提言をされております。一旦区切りをつけると提言せざるを得なかったことに、検討委員会の苦渋の決断が垣間見えるのであります。

そこで伺います。学校は地域、特に離島にとってはシンボルでもあります。さらに大変な効果があるというふうに、検討委員会も教育長さんも認めておられるわけですから、何も区切りをつける必要はないというふうに思います。成果等を検証すれば、容易に存続が必要との結論に至ると考えますが、見解をお尋ねします。

また、検討委員会提言の、地元の生徒がいなくなったら区切りをつける、イコール休校や廃校にするということでしょうか、その、地元の生徒がいなくなったら区切りをつけなければならない理由は何であるのか、あわせてお伺いをいたします。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 野島地域の振興についての御質問のうち、現離島振興計画の総括と新計画の策定についての御質問にお答えをいたします。

離島振興計画につきましては、「離島振興法」に基づき、国が定める「離島振興基本方針」に沿って、関係市長から提出された地域ごとの計画案を基に、県が策定することとなっております。

現在の山口県の離島振興計画は、平成15年度から平成24年度までの10年間を期間とする現行離島振興法に基づき、この法と同じ期間の計画として策定されております。その中で、振興の方向を「元気で存在感のある島づくり」とし、その実現の視点として、「交流と連携による元気な島づくり」と「地域特性活用による存在感のある島づくり」を掲げ、この視点を踏まえつつ、高齢化への対策や島の活性化のための施策に県とともに取り組んでまいりました。

そこで御質問の、主要施策の実施状況と未実施事業についてお答えをいたしますが、主要施策の実施状況につきましては、まず交通・通信の確保として、島唯一の公共交通機関でございます野島・三田尻航路を維持するとともに、平成16年度に三田尻港待合所を新築し、これに合わせて施設のバリアフリー化も行っております。また、平成21年度に情報通信の環境整備を行い、野島漁村センターや野島小・中学校において、高速通信によるインターネットが利用可能となっております。

次に、産業の振興として、島の主要な産業である漁業の振興を図るため、平成19年度

から平成21年度にかけて、資源確保のための漁礁を設置し、平成22年度に、野島漁港浮き桟橋や船揚場の整備を行っております。また、浮き桟橋にはバリアフリー化に配慮した滑りどめ加工を行っております。

次に、生活環境の整備として、平成19年度に小型自動ポンプを更新し、消防機器の充実を図っており、また、野島地域自治会連合会による自主防災組織も結成されております。

次に、医療の確保として週2回の巡回診療の実施や平成18年度と平成24年度に診療所の改修工事を、平成22年度に救急患者搬送のためのヘリコプターの離着陸場の追加指定を受けまして、旧野島中学校の隣接地に加え、野島海水浴場に島内2個目の離着陸場を確保いたしました。

次に、高齢者等の福祉の増進として、保健師による週1回の健康相談を実施するとともに、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの介護サービスの利用者などの船賃について、全額助成を行っております。

次に、教育及び文化の振興として、野島小・中学校において、本土から児童・生徒の受け入れを行う茜島シーサイドスクールを実施し、さまざまな社会活動を体験させ、人間性豊かな子どもを育む教育を行っております。

また、野島漁村センターでは、健康づくりや人権学習といった学習機会の提供や、野島の盆口説きなどの伝統文化の伝承活動を行っております。なお、島内の空き家を利用して島の歴史、文化等を紹介・展示し、伝統文化を保存する取り組みにつきましては、平成15年度から島民の方により、野島歴史・文化資料館が開設されておりましたが、残念ながら現在は閉鎖されております。

次に、他地域との交流の促進として、新鮮な魚介類が豊富であるという地域特性を生かし、島の活性化を図ることを目的に、平成12年から山口県漁業協同組合による野島の浜市が毎年開催され、島を代表するイベントとして定着しており、平成16年からは、浜市の参加者へ船賃の助成も行っております。

また、その他島内行事等について、ホームページを活用した情報発信を行うなど、一層の交流人口拡大につながるよう支援を行っております。

以上が、主要施策の実施状況でございます。なお、現在の離島振興計画にはございませんが、島内人口の減少や高齢化の進行という状況の変化や、離島という地域の特殊性を配慮し、島民の皆様の生活支援のため、船賃助成制度として、片道運賃相当額が無料となる航路利用券の交付事業を平成23年度から実施し、この平成24年度には年12枚から年24枚に拡充いたしております。また、現在、建造中の新船につきましては、高齢化等に対応するため、バリアフリー化を行っております。

次に、未実施事業についてでございますが、まず、介護サービスに係る情報提供及び相談体制などの充実のための在宅介護支援センターの整備が実施できておりません。これについては、保健師による週1回の健康相談を実施するとともに、離島であることを考慮し、市の直営である防府市地域包括支援センターの職員が家庭訪問を行うなど、相談体制の充実に努めるとともに、先ほど申し上げましたが、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの介護サービスの利用者などの運賃について、全額助成を行うことにより対応いたしております。

次に、観光の開発として、宿泊客の確保に向けて、瀬戸内海各島、牛島、大津島、野島を巡る体験・滞在型の広域観光ルートのモデルコースを設定・提案し、インターネットなどを活用して、広く一般にPRを行うということを県が計画されておりましたが、実施できておりません。

これについては今後の課題といたしまして、野島島内に十分な民宿などの宿泊施設がないという現状も踏まえつつ、県や県内関係離島と連携し、検討してまいりたいと考えております。

また、津久美浜キャンプ場の魅力を高めるための施設の整備につきましては、御承知のとおり、平成11年度から平成13年度において、休憩棟、炊飯棟、シャワー棟、トイレ棟、パーゴラ、あずまやを設置していることから、本計画期間中における施設整備は行っておりませんが、適切な維持管理に努めてまいりました。今後の施設整備につきましては、レジャー客の御要望や、キャンプ場の管理をお願いしております地元自治会の御意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、国土保全施設等の整備につきましては、昭和40年代から昭和50年代にかけて、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備が終了していることから、本計画期間中での整備事業は行っておりませんが、今後も引き続き、適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上、計画どおり実施できた事業、また計画どおり運ばなかった事業、それぞれございますが、計画期間を通して、おおむね本土と同等の生活基盤の維持や産業基盤の整備を行うことができたと考えております。

なお、交流の促進につきましては、交流人口の拡大を目指して、今後、より一層の取り組みが必要と考えております。

次に、「新離島振興計画」の策定についての御質問でございますが、本年6月に、平成25年度から平成34年度までの10年間を期間とする「改正離島振興法」が可決・成立いたしました。今後、「改正離島振興法」に基づき国が新たに定める「離島振興基本方

針」に沿って、この法と同じ期間を計画期間とする、「新離島振興計画」を本年度中に策定する必要がございます。現在、国から「新離島振興計画」を策定するための「離島振興基本方針」等は示されておりませんが、策定期間が限られておりますので、現行の「離島振興計画」の検証を踏まえ、「新離島振興計画」の策定に向け、鋭意、関係各課で作業を進めているところでございます。

あわせて「改正離島振興法」の柱として、離島活性化交付金制度の創設と離島特別区域制度の整備が盛り込まれておりますが、こうした制度の中に、観光の開発や交流の促進に関する事業等への助成制度があれば、検討してまいりたいと考えております。

なお、現在の「離島振興計画」の策定にあたっては野島地区自治会長や漁協野島支所長及び青年部長、野島地区老人クラブ会長などから構成されております野島の「島づくり推進協議会」から御意見を伺いながら策定した経緯がございますので、「新離島振興計画」の策定に際しましても、同様に、「島づくり推進協議会」の方々と協議しながら、策定作業を進めていくことといたしております。

今後も引き続き、島民の皆様とともに、島民の皆様が島の豊かな自然の中で、元気に安心して暮らせるよう、地域づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 教育長、時間がないので答弁は簡潔に。よろしくお願いいたします。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 私のほうからは、野島小・中学校の存続についての御質問にお答えいたします。

現在、野島小・中学校では、茜島シーサイドスクール事業によって、島外から7人の児童・生徒を受け入れています。野島在住の生徒は中学校3年生1名のみで、本年度3月には中学校を卒業し、来年度からは野島在住の児童・生徒は在籍しない状態になります。

このような状況のもと、防府市立小・中学校教育検討委員会の提言を受けまして、「成果等を踏まえて引き続き検証しながら、今後の本事業のあり方について、検討する」と、6月議会で答弁させていただいております。

議員お尋ねの、成果等を検証すれば存続が必要との結論に容易に至るのではないかについて御説明いたします。

防府市立小・中学校教育検討委員会においては、野島の地域振興という視点を切り離し、あくまで教育行政や教育活動に限定した見地から茜島シーサイドスクール事業について議論され、その結果、教育的に大きな意義があったとされました。一方で、今後、少子化が

さらに進むことが予想される中、学校の適正配置という観点を加味しながら、本事業の検討が進めてこられました。

その中で、県内の学校の統廃合の状況、学校の施設設備や人的措置に係る財政上の問題、教職員の配置に係るさまざまな課題等を踏まえた上で、茜島シーサイドスクール事業に対する市民の十分な理解が得られるかどうかを総合的に判断され、今回の最終提言に至ったと認識しております。

次に、地元の生徒がいなくなったら一旦区切りをつける必要性の理由についてお答えいたします。

このことにつきましても、地域振興という視点ではなく、教育行政の視点で議論が行われました。通常、校区在住の児童・生徒が在籍しなくなった場合、学校は休校となり、茜島シーサイドスクール事業のような特認校制度も適用されなくなるということが全国的な動向でございまして、このような見地から、一旦区切りをつけるとの提言に至っております。

なお、提言の附帯事項にありますように、「事業に一旦区切りをつけた後も、島の自然や教育風土を活かす視点から野島における新しい事業展開について検討を行うこと」、また、「新たな検討にあたっては野島振興担当部局と十分協議を行うなど、総合的な視点から検討されることを期待する」との提言は、今後も尊重してまいります。

防府市教育委員会といたしましては、6月議会でも答弁いたしましたように、これまで本事業によって得られた成果等を引き続き検証しながら、平成26年度以降の本事業のあり方について、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員。

○10番（土井 章君） それではまず、茜島シーサイドスクールというか、野島小・中学校の存続についてお尋ねしますが、先ほど島の子どもがいなくなったらやめるという理由が、財政上の問題を大きく取り上げられました。教育上は非常に効果があるわけですから、先日野島の方々との懇談会でも、オアシスに通っていた生徒が野島中学校3年に編入をして、1年後には別人のごとく変わって卒業したと。卒業式でのその生徒の挨拶に感動した教職員、児童・生徒、島民全ての方々が涙、涙したそうです。

ですから、財政上の問題だけで判断をすべきではないというふうに、私は思っております。いじめの問題がこの議会でも大変問題になりましたが、いじめの解消の一つの方策としても、こういう、シーサイドスクールというか、ものは効果があるというふうに思っております。



そこで質問ですけれども、要するに財政上の理由で、地元の子どもがいなくなったら、渡船通学の子どもがおっても、あるいは本郷村なんかは山村留学もやっていますけれども、その地元の子どもがいなくなったらやめなければいけないと。やめることを検討しなきゃいけないというのは、国の方針なんでしょうか、県の方針なんでしょうか、それとも市の方針ですか。教えてください。

○副議長（松村 学君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 小・中学校の場合、義務教育ですので、まず、施設・設備につきましては市が負担、さらには教職員につきましては、これは県費負担教職員ということで、県の負担、さらにはそうした大まかなガイドラインと申しませうか、それはやはり国が出しているところでございますが、県のほうは市の考えを尊重しながらというふうなことで、この野島の問題については、今、私どもに任されるというのは語弊なんです、私どもの考えを尊重するというふうには言ってくれています。ただ、今まで他市、あるいは県内、あるいは県外のいろんな学校のそうした少子化、さらには子どもがいなくなった場合のことを考えますと、大体、島嶼部の学校は休校、さらには本土内にあるような学校は、例えば生徒が数人おろうとも、休校ないし廃校、そうしたところで対応しているというのが実情でございます。

それはやはり施設のいわゆる維持管理、そうしたところでの財政上、さらには教職員の配置につきましても、かなりの負担、あるいは人数を費やしますので、そうしたところの、なかなか運営上の難しさがあるというふうに、私どもは理解しております。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員。

○10番（土井 章君） 要するに、簡潔に答弁していただきたいんですけれども、県は市の方針を尊重するということであるならば、市が、よそはそういうシーサイドスクールみたいなのをやっていないから休校に自然になるんですよ、通っている子どもがいらないから。通っている子どもがいれば置く必要はあるというふうに思います。

清水教育長が生みの親で、岡田前教育長が育ての親というふうで、地元の人から大変尊敬されております。まさか杉山教育長の手で葬式を上げるということにはならないということをお願いしておりますし、議会としても、存続の決議を皆さんと諮りながらしていきたいというふうに思います。

最後に、市長にお尋ねしますけれども、市長は5月30日に開催された市自治会連合会の懇親会の席で、佐子野島自治会連合会長に、野島の教育の火は消さないと話されたそうですが、市長の決意のほどを改めてお尋ねします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） よく情報をキャッチしておられるなど思いながら聞いておりましたが、私は、このたび知事に就任されたお方と、たしか2月だったと思うんですが、県費負担金が生じている、また県費を仰がねば学校経営がやっていけない現実というものを御説明をいたしまして、地域振興の観点から、この辺の御加勢を特段に頼むよという話を、実はいたしております。今、初めて公表する話でございますが、そうした中で山本さん、当時は候補予定者でございましたが、離島の振興の火は消してはならないねと、こういうことで意気投合いたしておまして、これからの行く末については、私なりに自信とそして覚悟を持っているところでございますので、5月幾日でしたか、そのことについて御安堵いただければなど、そんなような思いの中でお話をいたした記憶があるわけでございます。

以上です。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員。

○10番（土井 章君） 教育長さん、今、市長さんの言葉を聞かれたと思いますので、十分、市長さんの今の覚悟に対して、結論を出していただきたいというふうに思います。

それで、もとに戻りまして、離島振興計画に関連してですけれども、野島漁港内の浚渫についてですけれども、現在、野島の漁港の最深部、船着場と油の給油所あたりの深淺調査と底質調査が行われていますが、そこで質問ですけれども、8月で終わったんかなと思いますが、1点目は、この調査結果に基づき、来年度、浚渫工事が実施されるのかどうか。

2点目は、今回の調査は、港内最深部の給油施設や渡船係留施設周辺の調査でありますけれども、地元の漁業者の方から言われますと、干潮時における氷の積み込みに影響が出ている東西の製氷庫付近を中心とした港内全体の調査、浚渫が必要って言うておられますけれども、事業実施への見解方針をお尋ねします。

○副議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 産業振興部でございます。

本年度調査を実施、まだ、実施中ではございますが、一部で堆積土砂が確認されております。調査結果を踏まえまして、来年度の実施の方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の干潮時の浚渫が必要な部分が出てきているということでございます。

これにつきましても、来年度、調査を含めて実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員。

○10番（土井 章君） ありがとうございます。

よく、実際に船に乗っておられる漁師さんの話を聞いて、事業実施をしていただくように、特に氷を積むところの海が浅い、底がつくというような話でございました。

次に、市主催による戦没者慰霊祭の実施についてお尋ねします。

いろいろ原稿を書いておりますが、もう時間もないですから短くやります。

私はこの件につきましては、平成21年12月及び平成22年9月議会で、亡くなられた方への敬意を表するためにも一団体の好意に甘えるのではなくて、市が堂々と無宗教・献花方式での追悼式をやるべきだということを提言しておりました。そのときは関係団体の了解が得られれば市で実施するという答弁であったかと思いますが、今回、関係団体の主要なメンバーであります、中核をなすメンバーであります市自治会連合のほうから市のほうに、ぜひ市主催の慰霊祭をやってほしいという要望書が出ておると思いますし、そして議会のほうにもその同じ趣旨の請願が上がっておりますが、来年度、防府市が市主催での戦没者慰霊祭をやることを計画しておられるか、あるいは覚悟があるか、お尋ねをいたします。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。質問がまだ残っておりますので、簡潔に答弁をお願いします。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 簡潔にということでございますが、この問題につきましては、これまでも土井議員をはじめとして、幾人もの議員の方々から御質問をいただいておりますが、関係諸団体の皆様と協議を行い、御理解と御協力が得られれば、市主催による追悼式を実施してまいりたいと答弁いたしております。長らく招魂祭を主催されてこられました防府市護国神社奉賛会及び自治会連合会役員の方々にお話をお聞きいたしましたところ、当分の間は従来どおり護国神社奉賛会で実施していきたいという御意向でありましたため、市主催による戦没者慰霊祭は実施してまいりませんでした。

ことしの5月、御指摘のように護国神社奉賛会の中核団体であります自治会連合会から、戦没者の慰霊祭はこれまでの慰霊祭ではなく、無宗教・献花方式で市が主催者となって実施してほしいという内容の御要望をちょうだいいたしました。

これを受けまして「市連合遺族会」や「英霊にこたえる会」といった護国神社奉賛会の他の構成団体にお考えをお聞きいたしましたところ、自治会連合会のお力で奉賛会が運営されており、御協力がなければこれまでのような招魂祭は開催ができない。しかし、護国神社奉賛会の活動に御協力がいただけるような御有志のお力をおかりして、これからも5月には小規模ながらも招魂祭を継続していきたいが、慰霊祭については市で開催して

ほしいという御意向を確認いたしたところでございます。

市といたしましては、今日の平和と繁栄の礎となられた御英霊や戦没者にふさわしい、また遺族の皆様及び関係団体の御意向に沿った慰霊祭をぜひとも実施したいと考えておりますが、その際には公共団体の主催として、ふさわしい形式で行うこととなりますので、この旨、関係の皆様にご改めにお伝えし、御理解をいただいた上で、市の主催により実施してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員。

○10番（土井 章君） 答弁ありがとうございました。ぜひ来年度から市主催での慰霊祭、招魂祭は小規模でも、その団体がやられるのは結構でしょうが、国のために亡くなられた方を防府市民が挙げて慰霊するということは大事だと思いますので、その方向でお願いします。

そして、最後になりますが、今任期の打ちどめの質問でございますが、「うめてらす」の運営、なかんずく食堂の営業について質問をいたします。

先ほど市長さんは「うめてらす」は毎年59万人、今年度は前年度を上回る入館者があると御説明をいただき、大変結構なことだというふうに思っております。

しかし一方で、私は心配もしております。と申しますのは、どうも食堂が夜間は、夜間というか夕食時ですけれども、月曜日から木曜日までは営業をしていないということでございます。管理条例の第3条第3号で「うめてらす」の営業内容に飲食物の提供が記述をされており、そして第4条では無休とするとなっております。「うめてらす」のホームページではランチバイキングは11時半から14時、ディナーバイキングは17時30分から20時30分、水曜日はランチはセットメニュー、ディナーバイキングは定休となっておりますが、実際には、月から木曜日は営業していないというふうに思います。ホームページそのものが虚偽表示ではないかというふうに思いますし、そういうことでいいのかどうか。

と申しますのは、前が、店屋も6時で終わり、食堂も6時ぐらいには閉まっている。警備灯だけがついている。奥で観光施設というか、展示・休憩・情報コーナーが店をあけておっても、あいとるということがわかる者はありません。だとするならば、18時に、3月議会でも提言しましたけれども、展示・休憩・情報コーナーも18時に閉めても何ら影響はないのではないかというふうに思いますが、その点について見解をお尋ねします。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 「うめてらす」の飲食施設に関する指定管理上の記述につきましては、募集要項及び指定管理者仕様書及び指定管理者選定後に締結した協定書に規定がございまして、このうち指定管理者仕様書には、飲食施設における指定管理者の運營業務といたしまして、「施設の設置目的を達成するため、地産地消を基本とした料理を提供できる入店者の選定や入店者との協議、入店者への指示等を行うこと」と規定しております。

しかしながら、営業日及び営業時間に関する詳細な取り決めにつきましては、指定候補者の選定段階等におきましても特に指定しておらず、飲食施設の開設に当たり、指定管理者と入店者が協議される中で、水曜日の夜間は営業しないとされたものでございます。

ところが、議員御指摘のとおり、曜日によってはお客様の入りが芳しくないこともございまして、ことしに入ってから、週初めの月曜日と火曜日の夜間の営業を休まれるようになり、現在では、夜間営業は金・土・日曜日のみとなっている状況でございます。この間、飲食施設では割引セールを実施されるなど、客足の増加に努めておりますが、まだまだ当初の営業形態に復帰できるまでに客足が戻っていないところのようでございます。飲食店というものは常に開いているとお客さんに認知されているのが理想でございますので、なるべく早く当初の営業形態に復帰できるよう努力してほしい旨、市から指定管理者であります一般社団法人防府市観光協会に対して要請しているところでございます。

なお、月曜日から木曜日までの夜間休業状態は条例に抵触しないかとのお尋ねでございましたが、「うめてらす」の館自体は条例どおり開館しておりますので、条例には抵触していないと考えております。

次に、物販テナントが6時に閉まるため、飲食施設が休むと奥の展示・休憩・情報コーナーが開いているかどうかわかりづらいという御指摘がございました。先ほど申し上げましたとおり、市といたしましてはなるべく早く飲食施設が当初の形態での営業となるよう、指定管理者に要請をしているところでありまして、また、物販テナントにも午後8時までの営業をお願いいたしているところでございます。

なお、ホームページ上の記述は訂正すべきではないかとの御指摘があったかと思いますが、当初の営業形態に復帰するまでの間、現状に即した適切な記述をされるよう要請せねばならないと考えております。御理解のほどお願いいたします。

○副議長（松村 学君） 10番、土井議員。

○10番（土井 章君） ちょっと時間が過ぎましたが、ちょっと意見だけ申し上げておきますが、先ほど一番最初に申し上げましたように、「うめてらす」、防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例第3条第3項で「うめてらす」の営業内容に飲食物の提供が記述をされております。要するに「うめてらす」の一部分なんですね。そして、

「うめてらす」は無休とするというのが第4条で書いてあるんです。ですから、片肺で運行するのは、やはり僕は条例違反ではないかというふうに思っております。

以上、意見を申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（松村 学君） 以上で、10番、土井議員の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） 次は、14番、三原議員。

〔14番 三原 昭治君 登壇〕

○14番（三原 昭治君） 民意クラブの三原昭治です。通告に従いまして質問いたします。

まず1点目は、豪雨災害を教訓とした安全・安心で災害に強いまちづくりについてです。

平成21年7月21日、早朝から降り続けた集中豪雨で右田ヶ岳などで土砂崩れが発生し、その土石流により、19人の死者を出すなどの甚大な被害をもたらした未曾有の豪雨災害から3年が過ぎました。当時の悲惨な状況は、特に被害が多大であった右田、小野地区の住民にとってはいまだに記憶に残り、その恐怖心はトラウマ、精神的外傷として心に深く潜在し、大雨や洪水注意報、警報に神経をとがらせ、そのつど不安を募らせています。

さて、この大きな被害をもたらした豪雨災害の災害復旧・復興対策はどのように取り組んでこられたのか。また、松浦市長が掲げた安全・安心で災害に強いまちづくりはどのように構築できたのか。そして、そのための防災対策にどのように取り組んできたのか、お尋ねいたします。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

近年、日本全国で台風や梅雨前線による洪水や土砂災害が毎年のように起こり、ことしの7月には、九州北部を中心とした集中豪雨による土砂崩れや河川の氾濫などにより、甚大な被害が発生しております。防府市におきましても、平成21年7月の豪雨災害により、19名の方が亡くなられ、甚大な被害が発生しており、市といたしましても、この教訓を決して忘れることなく、安全・安心なまちづくりを可能な限り行っております。

具体的に申し上げますと、まず議員お尋ねの平成21年の豪雨災害による災害復旧工事につきましては、3月議会でもお答えいたしておりますとおり、市関連のものにつきましては全て完了をいたしております。また、小野、右田地区の土石流による被害を受けた箇所につきましても、国・県が砂防堰堤の工事を実施いたしております、平成26年には全て完了する予定と聞いております。

次に、防災対策につきましては、平成21年の豪雨災害を受け、平成22年12月に、防府市豪雨災害検証委員会から初動体制、避難勧告、情報の収集伝達、避難所運営、ボランティアの運営、広報、地域防災力の強化などについて、具体的な対応策等の報告を受けております。

この報告を受け、市といたしましては大きく3つの事業を掲げて、防災対策の充実を図ってきております。その1点目は、「防災意識の高揚」、2点目が「防災体制の強化」、3点目が「地域防災力の強化」と位置づけておりまして、安全・安心なまちづくり構築のため、それぞれの防災対策事業に鋭意取り組んでいるところでございます。

まず1点目の「防災意識の高揚」についてでございますが、梅雨時期の前には、市内部における災害対策本部の設置運営の図上訓練を実施し、職員に対する防災意識の高揚を行っております。また、平成21年7月21日の豪雨災害を忘れることがないように、7月21日を「市民防災の日」と定めまして、この日にあわせた講演会や、9月1日の防災の日前後における防府市防災訓練を毎年行うとともに、1年を通じた、地域における「自主防災について」及び「ハザードマップの説明について」の出前講座の開催により、常日頃から地域の危険箇所や避難場所を周知し、防災意識の啓発を図っております。

また、広報啓発につきましては、市広報による防災についての特集記事の掲載や毎週火曜日の12時から5分間、「FMわっしょい」で、防災に関する情報番組の放送をするなど、継続的に実施いたしまして、市民一人ひとりが災害に対する意識を高めていただくとともに、「土砂災害編」、「佐波川洪水編」、「柳川・馬刀川洪水編」、「ゆれやすさマップ（地震編）」、「高潮編」といった災害の種類ごとのハザードマップを作成・配布して、防災意識の啓発を行っております。

2点目の「防災体制の強化」につきましては、平成21年10月に防災危機管理課を設置し、平成22年4月からは、防災危機管理専門員を置きまして、防災対策への指導・助言をお願いしているところでございます。

また、同報系防災行政無線の充実と、これと連動する緊急告知防災ラジオの配布を推進するとともに、ケーブルテレビの緊急情報の表示や、防府市メールサービスの普及促進などによりまして、情報の収集及び伝達体制の充実を図ってまいりました。

また、指定避難場所となります小・中学校26カ所へ防災倉庫を設置するとともに、避難所となります体育館で電話及びインターネットが使用できるよう、通信回線につきましても順次整備してきております。

さらに、災害時におきましては、国・県との連携が大変重要となってまいりますので、国土交通省との「災害時における情報交換に関する協定」を、山口県に次いで、県内市町

では最初に締結をいたしました。

そのほか、「災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定」も、中国地方ではいち早く締結するなど、関係機関との連携を図ってきております。

3点目の「地域防災力の強化」につきましては、地域防災力の基盤となる自主防災組織の育成と支援を行ってまいりまして、自主防災組織の活動や資機材の購入費などの助成を行うとともに、自主防災組織のリーダー研修会を毎年開催しております。

また、徳山高専との官学協働による自主防災育成活動支援事業を行いまして、学校・地域を対象とした防災出前事業及び地域防災講演会を開催し、地域防災力の強化に努めております。

以上、3つの柱で防災対策を進めておりますが、議員お尋ねの安全・安心で災害に強いまちづくりの構築につきましては、こうしたさまざまな対策を継続的に行うことが重要であると考えております。

防府市は、災害を受けたことにより、一段と災害に強いまちづくりを行わなければならないという強い使命感のもと、防災対策を進めてまいりますので、今後とも御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） どうも。

昨年の3.11東日本大震災、さらに近年の異常気象による豪雨災害など、日本や世界中で、いろんな災害が発生しております。これらを考えますと、いつ、どこで、どのような災害が発生しても決して不思議ではない状況下にあるといっても過言ではありません。

さて、私は、平成21年7月21日の防府市を襲った豪雨災害の被災地に住み、その現場を体験した一人として、これまで何度かにわたって防災対策について質問、提言、要望してまいりました。その一つとして、究極の防災として、率先避難、つまり命を守るためには率先して逃げるのが最も必要であることを訴え、市においてはこれに答えていただき、従前にはなかった自主避難に対する職員の配置など、率先避難に対する体制を整えていただき、地元住民の不安も一つ解消され、大変喜んでいらっしゃるところでございます。恐らく自主避難に対する職員配置の体制は、全国で初めてではないかと思っております。これぞ誇り高き防府と、私は考えております。

さて、再質問ですが、防災体制についてはたくさん質問があります。限られた時間内でございますので、2点についてお尋ねします。そのほかにつきましては11月の選挙で再選された場合は、また、まとめてやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



まずは、私の訴えてきた率先避難での受け皿となる避難所についてですが、豪雨災害時において避難所となっている右田小学校屋内運動場は、水害で——当時ですね、さらに小野公民館は土石流で不適格な避難所であることがわかりました。そのほかにも、くぼ地にある向島公民館、牟礼公民館など、避難所に指定されているが不備な施設が多々あり、一般質問でも同僚議員がその見直しと、また、民間施設も含めた整備を求めてきましたが、その後、どのように見直しや整備がされてきたのか、お尋ねします。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今お尋ねの避難所の整備についてでございます。

まず、7月21日で、豪雨災害を受けまして、避難所として危ない箇所があるわけでございます。そうした中で、今年度ですが、実は小野と牟礼、先ほど話にありました向島を含めますこの3カ所につきましては、地元のほうへ市長が地域懇談会に出向いた折に、こうした危険箇所については今後早急の見直しをしたいということで、現在、この避難場所の確保、こういったことについて検討をしているところでございます。これにつきましては、現在の避難所であります公民館の移設、あるいは建替え等も含めて検討してまいりたいと考えております。

とりあえずそれでよろしゅうございますか。まだ何かあったですか。はい、申しわけございません。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 地区懇で小野、牟礼、向島の移設、建替えを早急に考えていきたいということでしたが、あれから3年も過ぎているわけですよね。今ごろこういう話が出るとは大変残念なことでございます。

次の質問でございますが、避難所に指定されている施設のうち公共施設の耐震化、または新たに、たしか民間も含めた避難所体制をつくるということでしたが、その点はどのようになっていますか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 避難所につきましては公共施設だけでは足りませんので、民間施設についてもいろいろ検討してはきております。そうした中で平成21年度では71カ所あったんですけれども、それからいろいろ民間施設のほうにお願いをする形で、今80カ所程度にまで一応広げてきたという経緯がございます。

それと、耐震化につきましてはでございますが、右田におきましても玉祖福祉センターとか、そういったところの耐震性がないというような状況下にもございます。現在、これらの公共施設につきましては耐震化の2次診断を行っているところでございまして、まだ

2次診断の結果は出てはおりませんが、1次診断ではかなり悪い数値が出ております。こういったところにつきましては、先ほどの避難所、公民館と同様に早急に耐震化計画をつくって、まず、そちらのほうから、まずは耐震化を図ってまいりたいと、このように考えております。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） それで、いつも同じような、私は答弁を聞いているような気がするんですが、具体的にはどのぐらいの時期で2次診断が終わって、そして補強計画がされるのか。そして、民間施設も含められているということですが、何カ所、民間施設が新たに加わったのか。その民間施設の耐震化はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほどの公共施設の2次診断でございますけれども、おおむねこの9月中には出てくるのではないかなというふうに考えております。それから、それをもとに公共施設の耐震化計画を実は作成することとなります。そういったことで、これにつきましては若干の時間も要すると思いますので、平成25年度に入ってくるのかなというようなことで、今、計画をいたしております。

それと、先ほどの民間施設の指定避難所の追加でございますが、現在8カ所、先ほど、増やしていただきましたというような形の御報告をさせていただきました。この追加の民間施設の避難所につきましては、全て耐震性はございますので、御報告申し上げます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 耐震化計画は診断が9月中に出ると、そして計画は平成25年度になると。それまで災害が待ってくればそれが一番いいことなんですけど、私にはどうもそこのところがよくわかりません。できるだけ早く、早急にやっていただきたい。何よりも優先して、命がかかっていることですからやっていただきたい。

それと先ほど、71カ所から80カ所に避難所が増えたということでしたが、最近、先ほど申しました自主避難体制で、右田等、職員さんの配置をしていただきまして、大変皆さん、心強く思っておりますが、この80カ所の避難所というものに、職員さんの配置ですが、その配置の計画等は十分されているのかどうか。かなり、市長もよく言われる200人の職員を削減してきたということですが、かなり職員さんも削減され、今、自主避難体制においても、ある職員さんが言われたんですが、警報が鳴ると、ああっという声が出る、というのが、何か、行きたくないのではないと。私たちは本庁の職務もあると。なかなか申しわけないが大変なんですよという声をよく聞きます。十分その避難所に、避難に比べられる体制はあるのかどうか、お尋ねします。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） まず最初にちょっとお断りを申し上げます。

先ほど耐震2次診断が9月中に出ると申しましたが、一部3月末にずれ込むものもあるようでございます。これには、これまでも御報告しておりますように、耐震化の作業といえますものが、今、たくさん出ておりまして、審査に時間がかかっておるようでございます。申しわけございません。

それと、避難所の運営につきましては「避難所運営マニュアル」というものをつくっております。これによりまして、きちんと職員が対応できるようになっております。また、この避難所には統括班というものも設けて、この職員がしっかりと対応していくという形をとっております。

それと、今、議員おっしゃいましたように、警報が出ますと、今、自主避難所となっております中でも、特に小野と右田については、直ちに職員が自主避難者の方に対応するために出向いております。こうした職員の地道な防災対策といえますか、活動には私も大変感謝しているところでございます。職員の疲労も考慮しながら、今後、うまく運営していかれるように努めてまいりたいと考えます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 自主避難ということでちょっと言いましたので、もう一つ触れたいと思います。

6月15日の市広報で、避難所ということで一覧が出ておりました。その下に、たしか食料、寝具等は御持参くださいということでありましたが、簡単なレトルト食品とか、備蓄できるものとか、毛布程度ぐらいのものはちゃんと備えたらどうでしょう。前も、いつだったですかね、平成22年、災害の後の一般質問でやらせていただきましたが、あるお年寄りが台風で、こわいと、家が揺れるということで避難したと、これは自主避難です。気がつくとき夜遅くなって、おなかがすいたと。そして寒くなって寝ようかと思ったけど、おなかがすいたけど外に出るのも、降る、吹く、怖いから避難してきたんであって、その中に入って、今度は行かなければ、まあ、事前に備えておけばそれが一番いいことなんでしょうが、なかなかそうでない方もたくさんいらっしゃいます。このぐらいそろえるぐらい簡単なことだと思うんですが、いかがでしょう。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 小・中学校に備えております防災倉庫にはそういったものもあるわけですが、それと公民館にも若干のそういった防災対策用の備品類はございますので、自主避難ですから、御自分の食事等については御持参くださいというよう

なことで、これまで対処してきておりますので、非常食等、お渡しできる場合には、そういったことも考えてまいりたい。また、毛布等、貸し出しができればそういったことも対応してまいりたいと。このように考えております。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） それで80カ所の避難所ですけれど、これは全ての災害に対応できる避難所という受けとめ方でよろしいですか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほどの指定避難所でございますけれども、全ての災害に対して磐石な避難所となるわけではございません。洪水とか土砂災害、それぞれ、その災害の種類によっては避難所として適切でないところも出てこようかと思っております。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） では災害が起きたときに避難所の指示はどのようにされるわけですか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 大体台風とか大雨による災害とか予想されます災害に対しまして、それぞれの避難所、適切な避難所を指示してまいりたいと考えております。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 指示もですね、こういうとき、たしか平成21年の教訓では、もう数百件の電話、数千件ですか、電話があつて、パニック状態になったということで、初動的な県の警告レベルも見逃してしまったという事実がございます。こんな状態のときに悠長に電話して、この災害はこうです、ああですということはまず不可能だと。それは教訓とされれば不可能だと、私は理解できると思います。

今、災害によってそれぞれ指示されるということになれば、災害によってそれぞれ避難所が区別できるなら、それを一覧にして、きちんとそこの自治会長なり市内の全戸に配布して、周知徹底を図ってはいかがですか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 議員がおっしゃるとおりでございます。

そういった災害ごとの避難所について、今、地域防災計画の資料編には載せておりますけれども、今後、地元の皆様にもお知らせしていかなければならないと、このように思っております。

そしてまた、一方、地元のほうにお願いしたいのは、そういったことの中で、とにかく自主防災組織といったものを活用していただいて、まずはそういった意識を持っていただ

く。また、行政としてはそういったそれぞれの情報を的確に出していけるように、日々訓練を積んでいくと。こういったことで対処してまいりたいと考えております。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） まだまだたくさん、これ、避難所のことがあるんですけど、時間の都合がありますので。

次に、三谷川、上右田、田ノ口にある三谷川について、この三谷川の防災改修工事についてお尋ねいたします。

ここの三谷川、豪雨災害時に自然護岸が決壊して土石流が地区内に流れ込みました。また、従来からの護岸も乗り越えて、同じく地区内に土石流が流れ込みました。幸いにして人的被害はありませんでしたが、三谷川の決壊、氾濫で、家屋や田畑に多大な被害をもたらしました。これは言うまでもなく御存じだと思いますが。

そこでお尋ねしますが、この三谷川の復旧工事は完了したと、全ての復旧工事は完了したと、市長はさっき述べられましたので、防災に向けた改修、いわゆる防災対策はどのようになっているのか。今現在どのように取り組まれているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

ただいまお尋ねのございました三谷川、私も記憶しております。山腹から土砂が流出、それとあわせて濁流のようなものが護岸を越えて、皆様方に御迷惑をかけたというのはよく存じております。

先ほど、こちらのほうからのお答えにございましたけれども、平成21年度災害で被災した箇所が、市が管理する道路に実は31カ所、管理する河川に28カ所ございまして、これらの補助災害工事は全て終わっておるといふような御説明に御理解をいただければと思います。

それと三谷川に関してでございますが、実は市内には除草とか清掃、今、申し上げました堆積した土砂の浚渫、未改修護岸の整備とか、防災・減災のための改良工事が必要な河川、あるいは水路が多数ございます。実際に私どもとしましては、住宅が密集しておって、地域の方々の生命、財産に直接影響を及ぼすのではないかという危険性の高いところから、優先的に順次事業を進めてまいりたいと、また、実施しておるところでございます。

三谷川につきましても、平成23年度から、未改修護岸約60メートルの改修に着手いたしております。平成23年度、15メートルという施工完了区間でございますが、本年度も引き続き護岸の改修を行う予定にしております。残区間につきましても、次年度以降も継続して実施したいと考えております。

もちろん、私ども市といたしましても、地域の方々の生命とか財産を災害から守るための予防の整備・改良工事の必要性は十分認識しておりますので、できるだけ早期に実施したいということで御理解いただければと思います。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） いつもの答弁だと思いますが、市内には多数あると。だから、それぞれ少しずつやっていくんだと。先ほどから、災害を教訓にしてという言葉が、災害を受けたことから災害に強いまちづくりをしなければいけないと、市長は強調されております。災害を受けたところですよ、ここね。を受けたところですよ。それで平成23年度から約60メートルの護岸を、平成23年度が15メートルですか、今、言われた。平成24年はいくらかわかりません。聞くところによると10メートル程度という話でございますが、災害を受けた箇所ですよ。復旧は元の形に戻すのが復旧ですよ。防災は考えていらっしゃるんですか。防災を考えているから、今、着手しているということの答弁だと思いますけれど、災害というのはこのように細切れにやってくるのかどうか、お尋ねします。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 災害の復旧、あるいは防災対策工事を今、たしか細切れというふうにお聞きしたと思うんですが、進め方についての御意見だというふうに思います。

もちろん、それぞれ各地区において対策を講じる必要のある河川等々はございます。それらをいずれも一気に対策工事を講じていくということは、私どもも、できればそういう方向に努めてまいりたいという気持ちはもちろん持っております。しかしながら、やはりそういった箇所、まだ市内には多数存在するということの御説明も差し上げましたが、やはり現地を見ながら、地域の皆様方とお話をしながら、できるだけ早めには対応したいと思いますが、全てを一気にとすることは難しいということも、地域の方々も含めて御理解いただければというふうに思います。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 先ほど、防災対策について市長が答弁されましたが、これらの話を聞きますと、3つの大きな柱と言われましたが、意識の高揚、防災体制、防災力の強化と。これ、全て災害が起きてからの話じゃないですか。これ、全て災害が起きたときの体制づくりですよ。他にもある、他にもあるとおっしゃいますけれど、先ほどから、今、言いました災害が発生しての検証委員会からの対応策、これを柱にやっている。だから防災が進まないんですよ。

もう一度市長に私はお聞きしたいと思いますが、災害に強いまちづくりというのは、災害が発生したときに強いまちづくりなんですか。災害が発生する前に未然防止ができる防災・減災ができるまちづくりのことを示されているのか、どちらですか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 両面だと思いますが、まさかの災害が起こっても、それに耐えられるだけの基盤整備を努めていくということが、私どもには求められていると、そのように感じております。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） そのとおりですよ。災害が、例えば起きても防災・減災ができるような基盤整備をしていくというのが一番の防災であります。その三谷川ですが、部長、行かれましたよね、今回の質問のことで。今、60メートルの護岸と言いました。その下に、既存の護岸がございます。そこに土のうがまだ積んであります、土のうが。平成21年度に災害を受けた後に、また災害が来ては大変だということで、土のうが積んであります。そこの方が、その横に実費でブロックを積んでいらっしゃいます、ブロックを見られましたか。

これを見てどのように思われましたか。3年過ぎて、まだ土のうが積んであって、実費で、防衛手段として、自己防衛としてブロック塀をついている。これを見てどう思われたかちょっと感想を聞かせてください。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 感想ということでございますが、実はこの三谷川、河川、往々にしてあるんですが、佐波川から、例えば第一橋までは県管理とか、そういうことの説明もしてきたところでございますが、今、右岸側に間違いなく土のうが築かれているお宅がございます。これは当時、平成21年を思い起こせば、やはり右岸と左岸の高さに多少差があったり、濁流の流れがどちらかの護岸に寄ってということも十分にありますので、右岸側から越水、越流をして、そのお宅に土砂が流れ込んだという事実があったことは、私も記憶しております。そのときのその対策がそのまま講じられているということは私も存じておりますが、その部分につきまして、これまでちょっと私どものほうとしても、そのお方に対して、土のうを撤去する、または土のうに代わる護岸のかさ上げをするというようなことは講じてきておりませんので、改めてそういった方々とも状況を確認、また、お話を聞きながら、対策があればというふうに検討はしてまいりたいと思います。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） それと今、細切れ整備されている箇所から、市の管理する三

谷川橋まで約370メートルですか。あの川の底を見たらびっくりしますね。見られたでしょう、さっき、行かれたんなら。当時の土石流、そして新たに流れ込んできた土石流、その上にはヨシなどのたくさんの草がぼうぼうと茂っております。確かあそこは砂防河川ですよ。砂防河川というのはこういうことなんですか。あそこへ土砂等を堆積するのが砂防河川の役目ですか、部長。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今、御質問にもございましたが、三谷川は下流側に県の管理する河川、上流側が防府市が管理する河川であるとともに、砂防河川としても指定されておまして、この溪流沿いには土砂体積工とか堰堤工とかそういったものさまざまな土砂流出に対する施設も築かれております。平成21年当時のことを申しますと、いわゆるこの三谷川の河積の半分以上を土砂が体積しておる状況の中で、その際の土砂の撤去は応急工事として対策を講じておりますが、今議員さん御指摘のように、現在も河床を見れば、まだ堆積の残骸と思える土砂が残っておることは事実でございます。

ただ、この土砂の撤去につきましては、今、この場で、いつごろにというようなこともちょっとお約束はできませんので、再度現地を確認して、何らか対策が講じられるかどうか、いま一度、真摯に検討をさせていただきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 真摯に検討していただきたいと思っておりますが、ヨシなんかの、あの生い茂った、もう川の底が見えないぐらい生い茂ったヨシ、草などの繁茂、あれ、地元の方が年に1回除草されていますよね。その除草される地元の方、約110世帯か、ございますが、ここも高齢化に伴って、ことしの例えば敬老会対象者が66人と。いろいろ地元の方に聞きましたら70%近いぐらいの高齢化人口になっておると。そんな中で、私たちがせめてできるのは半日しかできないと、先般もやられたそうです。それも半日ですと、それ以上はもうできないと。だから、どこに、だれにこれを訴えればいいのかということ私に言われました。

このような現状ですけど、市長はこの現場を見られたことはありますか。どうですか市長。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 具体的にどこの現場を指しておられるのか、よくわかりません。しかし、あのかわいは幾度となく出向いてはおります。

以上です。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。



○14番（三原 昭治君） まあどこの現場かわからないようでは、やっぱり残念だなと。最高指揮官がわからないようでは情けない話だなというように私は思います。

それで、市長、たしか4期目の出馬の記者会見で、2年前ですね、その出馬の動機のひとつで災害のことを取り上げられましたよね。そのときの発言は覚えていらっしゃいますか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 質問の意味がよくわかりませんが、災害に対してはその復旧に全力を挙げると、そういう趣旨のことは申しております。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 出馬の会見のときに、大概どういう動機でされるかということですが、市長は、災害の現場を知り尽くした人間がそこを放り出してやめるわけには、引退するわけにはいかないということを何度も口にされております。

また、きのうですか、おとといですか、山頭火ふるさと館の建設について、機を逸したら大変なことになるということを言われました。これぞ、こういう災害は機を逸してもいいのかなと、ほかにもあるから。今、現状を言いましたから、ぜひ行って見てください。どんな様か。ぜひそこをやっぱり、現場を知り尽くした人は見ていただきたい。そして対応していただきたい。ぜひ行ってください、そこに。現地がわからないという発言に私は今、愕然としました。恐らく質問を出したときには、きちんとレクもあるはずですから、それでわからないと言われるんだったらわからないでよろしゅうございます。

先般、地元の自治会長名で三谷川の防災工事に関しての要望書が市長あてに出されましたが、これは見られましたか。市長。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 目を通しております。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） その分でございますが、災害をもたらした自然護岸がいまだに数十メートルにわたり放置したままで、地域住民は大雨洪水警報や注意報が発令されるたびに不安に強いられています。地域住民の命と財産を守るため、早期改修をお願いしますという中身でございました。

現地に行ってきたと、やはり災害を受けたところは早急に、もう3年も過ぎております。防災、そして減災、災害に強いまちづくりを強調されるのであれば、私は、もう既に、一気にやっても決しておかしい箇所ではないと思っております。

地元住民の今申しました要望書の内容、不安な日々を本当に過ごしております。今度、

雨がひどいときに一遍、夜、行ってみられるといいです。田ノ口、勝坂の住民の方はほとんどの家が、皆、電気がついていますよ、夜遅く、夜中でも。こわいんですね。大変不安なんです。こういう今の要望書を含め、今の実態を含め、地域住民の声が市長に届き、また、災害の現場を知り尽くした者が現場を投げ出すわけにはいかないと出てこられたんですから、その言葉が本心であることを新年度予算での対応でしっかり見せていただくことを要望しまして、私のこの質問は終わります。

次に、防府競輪の事業運営について質問いたします。

全国的に公営ギャンブルが厳しい状況下にあります。防府競輪においては経営努力など、懸命に頑張っておられるとのことですが、防府競輪事業の近年の事業実績と運営実態、また、今後の運営方針についてお聞かせください。

○副議長（松村 学君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 財務部でございます。防府競輪の事業運営についてお答えいたします。

まず、近年の競輪業界の全体の状況でございますが、売り上げを見ますと、平成3年度の約1兆9,550億円をピークに年々減少しまして、平成23年度では約6,229億円と、ピーク時の約3分の1となっております。

また、入場者数につきましても、昭和46年の約4,600万人が平成23年度では約490万人となっております。ピーク時の10分の1となっております。

これは娯楽の多様化や競輪ファンの高齢化等が主な要因と考えられ、防府競輪もその例に漏れず、影響を大きく受けているところでございます。

続きまして、防府競輪の事業運営につきまして、ここ5年間の入場者数と車券発売金収入を申し上げますと、まず本場開催、1日当たりの入場者数につきまして、平成19年度が1,009人、平成20年度が1,004人、平成21年度が966人、平成22年度が918人、平成23年度が882人と、減少してきております。また、車券発売金収入では、ふるさとダービーを開催しました平成9年度には約286億円の売り上げがあったんですが、直近5年間では100億円台、直近でいいますと平成23年度では125億2,000万円となっております。

これは決算額でなくて、今度は単年度収支でいいますと、ここ5年間では、平成22年度には約1,000万円の赤字を出しております。それ以外は、ここ5年間では黒字で推移しております。

それともう一つは、一般会計へお金を繰り出すことが本来の競輪の主な目的の一つでございますので、それはここ5年間では、平成21年度に復興競輪のおかげもございしますが、

9, 600万円ほど一般会計へ出したのみでございまして、目標としましては毎年度、一般会計へ繰り出すことを目標にしております。

それから、現在の防府競輪の運営実態でございまして、年間の開催日数では、本場開催を58日、場外発売を250日余りで、合計で310日余りとなっております。

また、競輪の開催業務につきましては、競輪競技の実施、車券の発売と払い戻し、選手宿舍の管理など、さまざまな業務がございますので、その業務内容に応じ、事業者に委託して運営しておるところでございまして。

最後に、今後の競輪事業の運営方針についてでございまして、競輪業界全体としましては、収支改善に向けたさまざまな取り組みが行われております。まず、自転車競技法により、売上金の割合に応じまして一定額を納付しておりますJKA交付金の実質納付率が、平成24年度から変更になりまして、約2.1%だったものが約1.9%に引き下げられます。さらに、単年度赤字の場合には、納付した交付金のうち赤字相当額が翌年度に還付されるということになりました。

この件につきましては、昨年、防府市議会のほうから、「JKA交付金制度の改善を緊急に求める意見書」、これを御提出いただいております、大変感謝を申し上げる次第でございまして。

また、本年1月からは、FIIチャレンジ戦が9車立て、これから7車へ減っております。また、7月からはFIレースにおきましても、12レース制から11レース制の変更を導入するなど、施行者の収支改善を目的としましてレース数を削減し、あわせて、的中率を高めることによりまして、車券の購買意欲を高める努力をしております。

もう一つあるんですが、さらに本年4月から、自転車競技法が改正されまして、払戻率の下限、これが引き下げられまして、現行の75%から70%にすることが法的には可能になっております。ただ、実際に、この払戻率の引き下げは、収支改善や消費税率の引き上げに対応するためには必要ですが、実際のところさまざまな課題がございますことから、今現在、全国競輪施行者協議会で検討をしているところでございまして。

防府競輪といたしましても、これまで開催経費の節減に努めてまいりましたが、競輪事業の経営安定化に向けまして、さらなる節減に努めてまいりたいと思います。また、売上増加と収益確保のため、今後とも魅力あるイベントやファンサービスを実施するとともに、特別競輪の招致や電話投票の獲得のための魅力あるコンテンツとして、モーニング・ケイリンの実施にも取り組んでまいりたいと考えております。また、昨年12月にオープンいたしましたサテライト宇部に対しましても、引き続き支援をしてまいります。

競輪事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではございますが、事業の本来の目的

を達成するために、また競輪開催にかかわりますさまざまな事業に従事される方の雇用の確保、あるいは物品調達等で地場産業の振興、地域経済の活性化のためにも経営努力をしてみたいと思いますので、議員の皆様におかれましても、引き続き御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございます。大変厳しい中で、経費の削減などで頑張っているということでございますが、そこで再質問いたします。

開催経費についてですが、具体的に大きなウエイトを占めておる経費部分について教えてください。

○副議長（松村 学君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） それでは開催経費の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

まず平成23年度の競輪開催経費の決算額は約126億8,800万円でございますが、このうちで支出額の大きいもので順番に申し上げますと、まず払戻金であります償還金利息及び割引料が約93億8,800円で74%になっております。先ほど申し上げましたJKA交付金、これや場間場外の協力費などの負担金補助及び交付金が約9億9,200万円で8%、委託料が9億2,900万円で7%、選手賞金などの報償費が6億9,400万円で約5%、その他、場間場外の施設や機器の使用料といった使用料及び賃借料が約3億3,000万円、最後に賃金等が約2億600万円となっております、これが大きなものでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） その中にはちょっと今見当たりませんが、委託業務等についての大きなものというのはどういったものがございますか。

○副議長（松村 学君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 委託料の支出額の大きなものということでございますので、その主なものにつきましてお示しいたします。

平成23年度の決算の委託料で主なものは、支出金額の大きなものから申し上げますと、場間場外関係委託料というのが約4億9,600万円で、委託料全体の53%を占めております。

次に、選手及び自転車の検査、レースの審判、番組編成などに委託する日本自転車競技

会委託料、これが約1億8,200万円で、約20%を支出しております。この委託料につきましては、経済産業省通知に基づきまして、一開催ごとの売り上げに応じて算出をしているものでございます。

次に、テレビ放映関係委託料としまして約6,500万円。続きまして選手宿舎の宿泊及び給食関係業務委託料、これが約4,600万円支出しております。

最後に投票機器等の保守、あるいは投票計算センターの運用業務を委託するトータルシステム等総合運用業務委託料、これが約3,300万円、支出しております、これらはいずれも随意契約となっております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 今の中で、今、全て随意契約ということで、例えば今、選手宿舎管理業務と言われました、これ4,500万円ということですが、これも随意契約ということですかね。

○副議長（松村 学君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 随意契約でございます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 近年随意契約が大変いろいろ問題になっております。その他については私もいろいろ調べてみまして、投票関係の機械とか、自転車競技会の審判料とか、そういうものはこれはもう致し方がないと思うんですが、この選手宿舎の管理業務、これ、随意契約4,500万円とありますが、過去、この3年ぐらいはどのぐらいの金額になっておるんですか。

○副議長（松村 学君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） この金額につきましては、まず競輪の開催の日程にもよりますけれども、大体今、この四千四、五百万円。ことしは、平成24年度予算が3,990万円ぐらいで組んでいると思います。要するに開催日数でかなり変わってきます。

それと今、随意契約ということのもう一つの大きな柱なんですけれども、これは一競輪で、委託料というものが社団法人の全国競輪施行者協議会、ここから毎年文書をいただきまして、選手の宿泊業務の委託料の計算に当たっては、選手1人1日7,000円程度という基準がございます。ですから、私も今回これを聞きまして、近隣の主なところには調査をかけてみたんですが、この選手の宿泊料につきましては、全て、どこの競輪場も、入札はできないということで随意契約になっております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 今の全てという部分については、後、またお話をしますが、例えば私がちょっと記憶しておる中では、たしか昔は選手宿舎がなく市内の旅館でそれを賄っていたと。宿舎ができたと同時に旅館業務の配慮から防府旅館組合か、それが委託業務を受託し始めた。そして平成11年に、今現在の新宿舎が完成して、引き続き防府旅館組合に委託と。受託という形になりましたが、現在もその防府旅館組合が受託されておるわけですか。

○副議長（松村 学君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 今、契約そのものは、防府旅館組合から、平成17年度に防府競輪選手宿舎管理組合となっております。それまでの経緯につきましては、少しお時間をいただきますと、（「時間がないから」と呼ぶ者あり）それでしたら結構でございます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） それで、私の質問に……。今、防府競輪選手宿舎管理組合というのが平成17年度からですか、その変わったいきさつ。どうしてこの組合……。この組合の構成、この組合がいつできたのか、そしてこの組合に変わった経緯を教えてください。

○副議長（松村 学君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） そうしますと、今の経緯等につきましては、ちょっと時間がかかると言いましたのは、まず、昭和48年のころから、この防府競輪選手指定旅館組合というのがございまして、ここに、選手宿泊の一切を中国自転車競技会というところが委託しております。そこからの流れで、先ほど、この中で大きな変更としましては、平成9年度に今の中国自転車競技会から防府市が建物を管理するように変更になっています。そこから今度は委託業者に対して防府市が直接契約するようになっていきます。それまでは中国自転車競技会。

先ほど言われました平成11年度に宿舎ができて、そのときは防府旅館組合でした。平成17年度に変わった理由ということなんですけれども、それまでは選手に直接施行者が賞金といっしょに宿泊料を払います。それを選手各人が宿泊のほうへお金を払っていたと。平成17年度からはそれが、施行者が直接、委託業者に宿泊の料金を払うと。こういった手続きになり、その契約の大きな変更をやりました。このときにあわせて、今の防府旅館組合の管理、構成団体としては変わっていないんですけれども、より名前がはっきりわかるための、選手管理組合というところと契約、単年度の随意契約ですので、そこで切り替

えをしているということでございます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 構成、変わっていないことないでしょう。今まで防府旅館組合は7軒ありましたね、加盟が。今、言われた分は2軒でしょう。

それと、その理由、変わっていないって言われたけど、変わっていますね。それ、どうして変わったのか。

それと業者選定はどのように行われたのか。業者選定に係る業者選定要項というのがきちんとあって、そのところは、誰がどのように審査して、クリアしたのか。それを教えてください。

○副議長（松村 学君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） ちょっと今の、一つ一つお願いしたいと思いますけれど、まず、メンバーですけれど、この前からいろいろとこれに関しては調査もしているんですけど、平成11年のころからは管理組合さんが実際にやってもらう、旅館管理組合、それから、その後、選手管理組合ですけれど、構成はその当時から変わっていないようにお聞きしているんですけど。その組合そのものが全部やられていたとして、そのときは7者という、組合としては7者かもしれませんが、実際に宿舎で調理業務に当たっていたのは2事業者というふうにお聞きしております。

ただ、そのほかにも、調理だけじゃなくて、ここの場合は例えばお風呂の掃除とか、リネンっていう、ベッドメイキングですね、とか、いろいろございますので、そういった全体で20人から25人程度の人数になりますので、そういった人数で今もやられているというふうに思っております。

それと、随意契約の選定の理由と申しますか、要項とおっしゃいましたけれど、まず防府市として、この旅館組合と申しますか、最初はですね、それから次に、旅館組合から選手組合に変わっておりますけれども、これの随契の理由でございますが、先ほど入札にはなじまずに随契という理由は、単価が1人7,000円と決まっているということです。

それから、業者を選んだ理由ということでございますが、この業務につきましては、選手の宿泊一切、やりますので、旅館業とかホテル業、これと類似しておりますので、一括して十分対応ができること。

それから、本場開催、これの前験日と開催日には、競輪開催に絶対に支障が出ないように、宿泊、食事のサービスができることが必要でございます。そうすると、ある程度複数の事業者で組織されておれば、補完しながらサービスの提供が可能であるということ。

さらに長い歴史の中で選手の管理を行います日本自転車競技会、これもずっと経営にか

んできたわけですが、この組合さんであれば業務が適切に行われているという報告も受けております。

それからもう一つ最後ですが、この業務は年間で60日程度、月に5日しか業務がございません。にもかかわらず一度に選手は100人程度入ってきます。これの一举に対応する、こういった業務になりますと、市内でほかにこういう業務を一括してお願いできる事業者さんが今のところ考えられないということで、現在まで1者随契をお願いしているところでございます。

以上です。（「要項はあるんですか」と呼ぶ者あり）選定の要項はございません。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 選定要項がないというのはおかしいですね。大概こういうものは月に2回、58日といいながら、58日で4、500万円の売上というのは、市内にそんなにないですよ。

そして、さっき、こういう業務をやられる方がいらっしゃらないって。いらっしゃらないんじゃないじゃなくて、探さないからいらっしゃらないんでしょう。

まあ、時間が来ましたので、もう一問だけして、やめますけれど、先ほど、全ての競輪場で随意契約、確かにその随意契約ということでしたが、久留米競輪では平成17年度から、この中の清掃業務等については入札にされていますよね。されているんですよ。また、主となる調理、食事の提供については平成17年度からはコンペ方式を導入されているんですよ。こういうやり方もちゃんとあるわけですよ。

以前、競輪場のお茶の問題で、随意契約で、それを入札に変えたら随分と経費が浮いたという事例もございます。そういうこともありますので、きちんとやはりこういうものも、透明性をもってやっていただきたいと。

なぜこの質問を私はしたかということ、いろいろ、何かいろんな話が、うわさが私の耳に入ってきたから、この質問をしたわけでございます。随意契約でなければどうしてもできないと言われる部分があるならば、せめてコンペ方式をとるとか、プロポーザルをとるとか、もっと透明性をきちんとする。そして、それによって、透明性だけではありません。その業者の資質向上にもつながります。

最後に質問です。こういう方式をきちんと考えて、新年度から、新年度からになるかどうかわかりませんが、しっかりこのような透明性、そして資質の向上、競争原理の中で受託者が、また選手サービスの向上が図れるという体制を考えて検討していただきたいと、ぜひとっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（松村 学君） 財務部長、簡潔にお願いします。



○財務部長（持溝 秀昭君） 随契以外では、これ、契約は実際できないわけです。ただ、その随契で業者を選定するときに、そういった、市内でほかの業者さんがあればというか、探してということになるかもしれませんが、検討してみたいと思いますが、まず、地元の方で、なおかつ材料を地元で使っていただく、こういった方でないと、せっかく今、防府競輪は、地元の経済のためにも頑張っているわけですから、他の市から入ってこられるようなことだけは、まずしたくないというのがございます。

だから、そこを踏まえた上で、今後、見直していきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 14番、三原議員、最後でお願いします。

○14番（三原 昭治君） すみません。時間が来ました。

最後の、今、今後見直していくということでありましたので、ぜひ透明性のある方式をとっていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、14番、三原議員の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時10分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年9月14日

防府市議会 議長 安藤 二郎

防府市議会副議長 松村 学

防府市議会 議員 佐鹿 博敏

防府市議会 議員 山下 和明